福島第一原発事故に際して

「避難の権利」確立のために

自主的避難の賠償問題と避難問題の最前線
～福島市渡利地区の今～

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
国際環境 NGO FoE Japan

発行：2012年1月　改訂：2012年3月

執筆者：　満田夏花／国際環境 NGO FoE Japan
阪上武／福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

目次

はじめに
１．なぜ、避難の権利か？ 3
　　理由１：避難したくてもできない、福島の実情
　　理由２：避難区域設定の問題点
２．私たちの声をきいてください！ 5
３．正当な賠償を求める市民運動 6
　　「避難の権利」を！　「自主」避難者にも賠償を！
　　政府交渉：避難区域設定と賠償をめぐって
４．自主的避難等への賠償：原賠審「追補」の問題点と可能性 8
　　中間指針追補決定！
　　賠償対象も額も明確な根拠なし
　　被ばくの不安・恐怖・危険回避のための避難の合理性を認めた意味
　　中間指針第二次追補
　　東電への個別請求で全面賠償を勝ちとろう！
５．区域外の福島では何が生じたか？　福島市の渡利・小倉寺・南向台などの現状..... 11
　　面的に広がる高い放射線量
　　効果を発揮しない除染
　　市民団体による調査
　　立ち上がった市民たち
　　渡利の子どもたちを守れ！「ぽかぽかプロジェクト」始動

【資料編】
資料１：「避難の権利アンケート」第１弾 16
資料２：「避難の権利アンケート」第２弾 18
資料３：東電に自主避難者の請求書を提出 25
資料４：自主避難者、避難できずにいる方々からの声 28
資料５：原子力損害賠償紛争審査会宛公開レター 36
資料６：声明：自主的避難者に正当で幅広い賠償を！ 39
資料７：福島市渡利地区における空間線量調査結果（概要） 40
資料８：福島市渡利地区における土壌中の放射能調査結果（概要） 42
資料９：渡利における連続講座案内チラシより 44
資料 10：特定避難勧奨地点に関する Q&A 45
資料 11：激論５時間：福島市渡利での住民説明会（10 月 8 日）の模様 46
資料 12：「渡利の子どもたちを守れ」政府交渉（2011 年 10 月 28 日）報告 48
資料 13：毎時 2.95 マイクロシーベルトの民家の祖父、福島市・国に直談判 52
資料 14：渡利問題についての再質問書と政府の回答 53
資料 14：わたり土湯ぽかぽかプロジェクト始動！ 56
資料 15：東京新聞（2011.10.10）「避難区域指定　進まない福島市」 61
資料 16：東京新聞（2011.10.29）「特定避難勧奨」指定ない福島市渡利 63
資料 17：朝日新聞福島版（2011.11.3）「除染効果、限定的」 64
資料 18：毎日新聞（2011.11.4 夕刊）避難勧奨地点、指定基準ばらつき 64

はじめに

昨年、私たちは否応なく、私たちが依存してきた社会の脆弱性を目の当たりすることとなりました。東日本大震災とそれに続く福島第一原子力発電所の事故。莫大な量の放射性物質が大気・水・土壌を汚染し、多くの方々が苦しみ続けています。
多くの方々が避難を余儀なくされました。また、避難できずに、放射能の不安と恐怖に直面されている方々もいます。

4 月以降、私たちは福島の方々とともに、まず取り組んできたのが、「学校 20 ミリシーベルト問題」でした。

4 月 19 日、文部科学省は、学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の目安として、年 20 ミリシーベルト、校庭において 3.8 マイクロシーベルト／時という基準を通知しました。このことにより、今まで校庭の利用を控えていた学校側は、3.8 マイクロシーベルト／時を安全基準と判断し、子どもたちの屋外の活動制限を解除したのです。

5 月 23 日の午後、小雨がときどきぱらつく中、文部科学省の東館前は異様な熱気に包まれました。福島からバス２台を連ねてやってきた 70 名の父母たちとそれを支援する市民団体、かけつけてくれた国会議員たち。あくまで 20 ミリシーベルトの撤回を求める父母たちに対して、言を左右にする渡辺格・文部科学省科学技術・学術政策局次長。文部科学省の旧館は、全国から参加した市民による人間の鎖によって取り囲まれました。
　交渉を主催したのは、子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）、FoE Japan、美浜の会、グリーン・アクション、グリーンピース・ジャパンの６団体。

２時間以上行われた交渉において、髙木義明文部科学大臣や、笹木竜三、鈴木寛副大臣、笠浩史政務官、林久美子政務官が姿を現すことはついにありませんでした。
4 日後の 5 月 27 日、文部科学省は、「学校内で年１ミリシーベルトを目指す」という内容の通知を発出。学校外は考慮しないなどの課題を残しつつも、文科省前の要請行動は、一定の成果を上げました。新しい校庭利用基準の毎時１マイクロシーベルトも放射線管理区域（毎時 0.6 マイクロシーベルト）をはるかに超える値で、問題は解決されたとはいえません。

同時に、福島の子どもたちを守るためには、校庭などの利用基準とともに、避難・疎開の問題が、重要な課題として浮かび上がってきました。「年 20 ミリシーベルト」基準は避難区域設定の基準ともなっていたためです。

こうして、私たちは、「避難の権利」を確立するために、「自主的」避難への賠償、避難政策の見直しなどを求めて、活動を開始しました。

1．なぜ、「避難の権利」か？

私たちは、避難の権利を、「自らの被ばくのリスクを正しく知り、自らの判断で避難をするか留まるかを判断する権利」と位置付け、避難を選択した住民も、とどまらざるをえない方々も下記が保証されなければならないとして訴えてきました。

- リスクを知る権利
- 正当な賠償を受ける権利
- 生活再建、健康保障について、行政支援を受ける権利

人はだれでも安全に、健康で文化的に暮らし、幸福を追求する権利を持っています。これは憲法でも国際規約でも認められており、普遍的に認められている当然の権利です。
それなのに、なぜ、ことさら「避難の権利」を強調しなければならなかったのでしょうか？

理由１：避難したくてもできない、福島の実情

左図はFoE Japanおよび福島老朽原発を考える会が、実施したアンケート調査です。
多くの方々が避難を妨げている要因として、「経済的に不安」「仕事上の理由」をあげています。

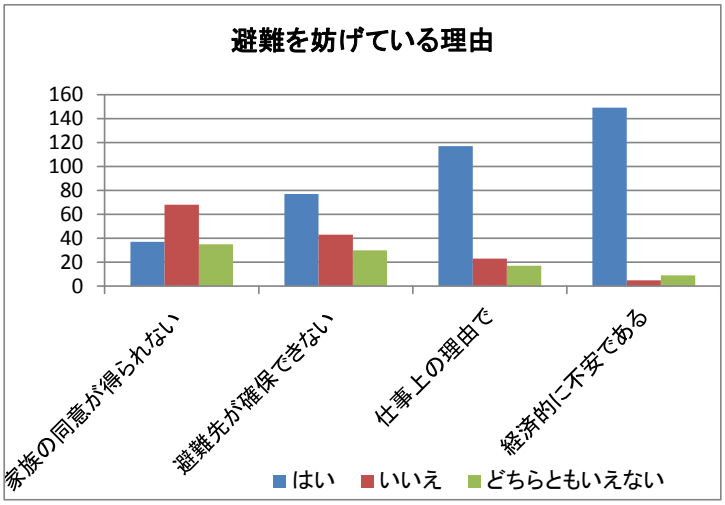

自主避難に関するアンケート結果（2011 年 7 月 25 日）
国際環境 NGO FoE Japan、フクロウの会実施（回答数：272）

同じアンケートの自由回答では、多くの人が、見えない放射能への恐怖とともに、二重生活による経済的な苦境や、避難先での生活に対する不安などを訴えています。
また、避難することが、あたかも福島を見捨てることになるような罪悪感、放射能問題を周囲が真剣に考えておらず、その意識のギャップに対する苦悩がうかがえました。すなわち、被ばくの影響を避けるために「避難する」ことが社会的に認知されていないことが避難を妨げている要因の一つであることがうかがえます。（詳細は、資料１p.16、資料２p.18 参照）

避難区域（2011 年 12 月現在）

- 警戒区域：福島第一原発から半径 20km 圏内
- 計画的避難区域：事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのあるため、住民等に概ね別の場所に計画的に避難を求める。
- 特別避難勧奨地点：年間 20 ミリシーベルトを超えることが推定される地点。該当する住民に対して注意喚起、避難の支援や促進を行う。特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促す。一律に避難を指示したり、産業活動を規制したりするようなことはない。

理由２：避難区域設定の問題点

現在の避難区域は年 20 ミリシーベルトを基準にして設定されています。2011 年 7 月の段階では、自主的避難の問題は、政府内に設けられた原子力損害賠償紛争審査会で議論すらされておらず、避難区域外からの避難に関しては、まったく賠償が認められていませんでした。

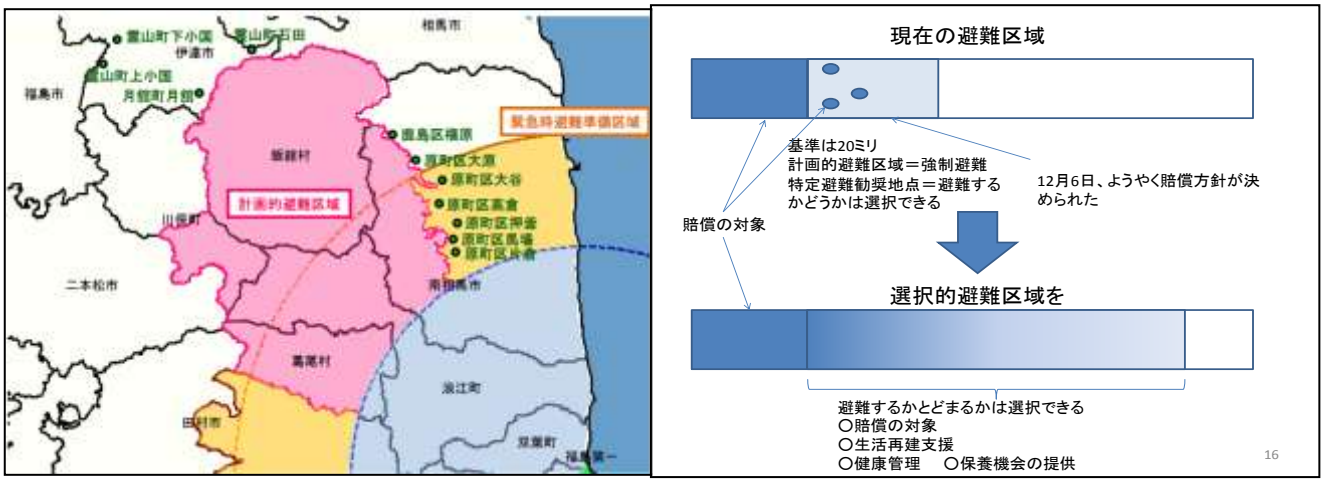

しかし、下記に示す通り、「年 20 ミリシーベルト」は国内法上も、国際的にみても、非常に高い値です。

- 法令による公衆の年間の線量限度は 1 ミリシーベルトである（原子炉等規制法）
- 放射線管理区域は年 5.2 ミリシーベルト（毎時 0.6 マイクロシーベルト）：放射性管理区域では、労働法規により、18 才未満の労働は禁じられている。放射能マークを掲示し、子どもを含む一般人の立ち入りは禁じられ、厳格な放射線管理が行われ、事前に訓練を受けた者だけが立ち入ることのできる区域である（電離放射線障害防止規則など）
- チェルノブイリ原発の周辺国は、チェルノブイリ原発事故による避難基準について下記のように定めている。

	土壌汚染　セシウム 137（kBq/m2）	積算線量
特別規制ゾーン	1480 以上	
移住の義務ゾーン	555 以上	年 5 ミリシーベルト以上
移住の権利ゾーン（※）	185～555	年 1～5 ミリシーベルト
徹底的なモニタリングゾーン	37～185	

※「移住の権利ゾーン」の住民は、避難するか、とどまるかを選択することができた。避難する住民には、補償、移転先の住居、医療サポートが提供された。
出典：出典：Vladimir P. MATSKO and Tetsuji IMANAKA(1997)：Legislation and Research Activity in Belarus about the Radiological Consequences of the Chernobyl Accident: Historical Review and Present Situation および 2011 年 8 月 20 日、イリーナ・ラブンスカ／グリーンピース・エクセター研究所主任研究員講演より作成

- 原子力発電所等の労働者がガンや白血病で亡くなった場合の労災認定基準は、年 5 ミリシーベルトからと定められている。過去 35 年で 10 人が累積被ばく線量などに基づき労災が認定されており、累積被ばく線量 5.2 ミリシーベルトで認定された事例もある。
- ドイツの原発労働者の被ばく限度は年 5 ミリシーベルト

妊婦、乳幼児、子どもは、一般の成人にはるかに高い感受性を有しているのに、年 20 ミリシーベルトが同様に適用されています。

２．私たちの声をきいてください！

福島老朽原発を考える会および FoE Japan では、原子力損害賠償紛争審査会に対して、「自主」避難された方々、福島にとどまらざるを得ない方々の声を運ぶことが重要だと考え、2011 年 7 月以来、多くの方々から「声」をお寄せいただき、文部科学省、審査会委員にお伝えしていきました。

また、何度も文科省前でアピール行動を行い、自主避難された方々に自らの置かれた状況について語っていただきました。
これら多くの「声」からは、福島の、そして避難した方の切実な状況が浮き彫りになってきました。
下記はその中からの抜粋です（☞資料４「自主避難者、避難できずにいる方々からの声」p.28）。

- 小さな山を一つ越えると、避難区域です。そんな場所に小さい子供を住ませることはできません。親として子供を守るのは当然です。
  避難したくて、避難しているわけではありません。どれほど悩んで避難したか。また災害が起こる可能性、何かあった時子どもを守れるかどうかなど、本当に悩みぬき避難しました。
- どうか私達「自主避難者」と呼ばれる者が、断腸の思いで選んだやり方を、愛する人達を守る正当な方法であることを理解して下さい。 私達は福島を捨てたのではありません。 守るべき人を守りたいだけです。
- 線量が高い。家の中で１μＳｖ／時を越えます。そんな環境に子供を住まわせていいのかと不安です。
- 何故毎日毎日被曝しなければいけないのでしょうか？
- 20 ミリに引き上げたのは明らかに政治判断。ゆえに自分で判断した
- 主人は生活資金と持ち家のローンと商売（自営）のローンのために、ここに残ると言います」
- 子供を病気にするつもりで産んだんじゃない
- 年間 15msv になると言われている地域で小学校 1 年生の息子がおり、さいたまに避難を決めました。
- 動くに動けず、今でも悩み苦しみぬきながら暮らしている友人・知人は沢山います。
- ローンを抱えていますので､今住んでいるところと二重に家賃をはらわなければなりません。
- 誰も将来の予測がしえない現在の状況下においては、避難区域であるかどうかではなく、私たちは最悪の事態を想定します。

3．正当な賠償を求める市民運動

年 20 ミリシーベルトは、計画的避難区域、特定避難勧奨地点などの避難区域設定の基準となっています。避難区域外であっても、福島県内各地、とりわけ福島市、郡山市、伊達市、二本松市などでは、いまだに年推定数ミリ～20 ミリの高い線量を示しています。子どもたちを抱えたお父さん、お母さん方は、子どもたちを守るために、真剣に避難を考え、悩みぬいた末の決断を迫られました。しかし、区域外避難に関しては、当初は、賠償の議論の俎上にものぼっておらず、たくさんの方々が、経済的な理由から、あるいは仕事上の理由から避難をためらっていました。
この実情を踏まえ、「避難の権利」確立のため、FoE Japan、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）などの市民団体は、避難区域外の住民や残らざるを得なかった人々への賠償を求める活動を開始しました。

「避難の権利」を！　「自主」避難者にも賠償を！

「避難の権利」を！　「自主」避難者にも賠償を！――をスローガンに掲げたこの運動は、6 月の段階で、原子力損害賠償紛争審査会が、中間指針の検討項目から、避難区域外からの避難者への賠償の項目を外したところからスタートしました。ゼロからの出発でした。

審査会委員への手紙（☞資料５p.36 参照）、意見書、自主的避難者へのアンケート（☞資料１p.16、資料２p.18）、審査会が開かれる文科省前でのアピール行動、東電への要請行動、東電への請求書提出行動（☞資料３p.25）、審査会事務局との交渉、自主的避難者を招いての集会、署名運動等々、さまざまなはたらきかけを行いました。

その結果、自主的避難者への賠償問題が、中間指針決定後も審査会の継続課題となり、その後、紆余曲折があったものの、私たちが強く要求した審査会での避難者を招いての公聴会が実現し、2011 年 12 月 6 日の追補で、極めて限定的な内容ではありますが、賠償が正式に認められるに至りました。自主的避難者のみなさんにはこの間、福島だけでなく、避難先の首都圏、山形、静岡、関西、北海道、九州からも駆けつけてくださいました。

文科省前アピール行動（10 月 20 日）

東電に対する請求書提出（8 月 12 日）

表「避難の権利」確立に向けた市民団体の動き

7 月 14 日	避難者・避難を考えている人の声を原子力損害賠償紛争審査会に提出
7 月 15 日	原子力損害賠償紛争審査会の事務局との交渉～「自主避難者への賠償を」要請書を提出
7 月 25 日	「避難の権利」アンケート結果発表（２７２人を対象）☞資料１p.16
7 月 29 日	原子力損害賠償紛争審査会に対するアピール行動
7 月～8 月	「避難の権利」集会の開催（福島、郡山、小田原など）
→8 月 5 日 第 13 回原子力損害賠償紛争審査会で、今後自主避難についても議論をしていくことが決定	
8 月 12 日	東京電力に自主避難者、避難希望者の請求書を提出（411 通）[1]
9 月 26 日	原子力損害賠償紛争審査会宛公開レター：避難者の声をきくように求める
9 月 28 日～	原賠審／東電宛意見を募集し、提出
10 月 3 日	区域外避難に賠償を求める院内集会／政府交渉：避難者を対象とした公聴会を求める
→公聴会実現へ	
10 月 18 日	文科省および東電に要請書＋意見提出　☞資料３p.25
10 月 20 日	文科省前アピール行動
→10 月 20 日（第 15 回）原子力損害賠償紛争審査会　関係者からの意見聴取	
11 月 5 日	避難の権利集会 in 東京
11 月 25 日	文科省前アピール行動
11 月 29 日	「避難の権利」アンケート（第２弾）発表（241 人を対象）　☞資料２ p.18
12 月 5 日	東京電力、文科省に要請書提出、自主避難者による記者会見
12 月 6 日	文科省前アピール
→「自主的」避難等に関する賠償方針	

政府交渉：避難区域設定と賠償をめぐって

「自主的」避難の賠償問題に取り組む以前から、私たちは避難区域問題設定の問題について、繰り返し政府交渉を重ねてきました。
6 月 30 日に、複数の市民団体[2]によって実施した政府交渉では、①避難区域設定の妥当性について、②子どもたちのトータルな被ばく管理、避難・疎開について――が議論になりました。
さらに、7 月 19 日に福島で実施された政府交渉には、多くの福島の住民が参加し、選択的避難区域、すなわち、避難するかとどまるかについては住民の判断に任され、避難する住民に対しては賠償および行政のサポートが提供される区域を幅広く設定していくべきであることを行政に対して強く迫りました。しかし、避難区域に関しては、日本政府（原子力災害対策本部）は頑なに態度を変えようとしませんでした。

私たちは、自主的避難への賠償問題と、政府交渉を通じて問題が明らかになってきた福島市・渡利地区に焦点を当て、地元の住民の方々とともに交渉や要請、働きかけを行うことにしました。
詳しくは、p.11「区域外の福島では何が生じたか？　福島市の渡利・小倉寺・南向台などの現状」をご覧ください。

[1] 福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）、福島老朽原発を考える会、FoE Japan
[2] 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、福島老朽原発を考える会、ＦｏＥ　Ｊａｐａｎ、美浜の会、グリーン・アクション、グリーンピース・ジャパン

４．原賠審「追補」の問題点と可能性
自主的避難等への賠償

中間指針追補決定！

2011 年 12 月 6 日の原子力損害賠償紛争審査会において、中間指針追補が決まり、自主的避難者等に対する賠償方針が定まりました。追補は、賠償の対象地域を、福島県の県北・県中・いわき・相双の市町村とし、子どもや妊婦は今年 12 月末まで、それ以外は「事故の発生当初」の時期のみを対象に、避難者にも、残留者にも、子どもと妊婦で一人一律定額 40 万円、それ以外の人については一人一律定額 8 万円を支給するとしています[3]。追補には問題点が多くあります。線量基準を設けず、一律同額にこだわったところから、賠償の範囲についても額についても根拠があいまいで、避難区域内からの避難者に比べても不利な内容となっています。その一方で、東電への個別請求による全面賠償を勝ちとる道を残すものとなっています。

賠償対象も額も明確な根拠なし

追補は、しかし、さまざまな問題点を含んでいます。私たちはこの間、自主的避難者について、実費の全面賠償を求めてきました。しかし追補は、一律定額の賠償を基本としました。なぜ一律なのか、なぜ 40 万円と 8 万円なのか、明確な根拠はありません。また、対象地域の選定には線量基準がなく、なぜこの地域なのかについても明確な根拠はありません。原子力ムラ出身の委員に気を使い、線量基準を設けず、実費賠償を放棄したところから、賠償の範囲についても額についても切れたたこのように根拠のないものになってしまいました。下記に問題点を列挙します。

- 自主的避難者の中には、引っ越し費用、二重生活に伴う生活費の増大、交通費などにより、多大な経済的負担を負った方もいます。退職、転職を余儀なくされ、収入が大幅に減少した方、借金をかかえた方もいます。これらの避難費用や収入の減少や喪失、財産の減少などを積み上げると、今回の一律の賠償では不十分な場合が多くでてくるでしょう。

- 今回決まった子ども・妊婦の支給額 40 万円は、月 4 万円の 10 ヶ月分に相当します。これに避難費用、精神的損害、付き添いの保護者の避難費用も含みます。それに対し、避難区域内からの避難者については、精神的損害だけで月 10 万円であり、避難費用は別途実費が請求できます。自主的避難／在留者の場合、子ども・妊婦以外ではさらに減額され、「事故の発生当初」に限定した一人総額 8 万円にしかすぎません。

- 賠償期間があまりに短すぎます。期間は 2011 年 12 月までで、2012 年 1 月以降については再検討することになっていますが、状況に変化がないことは目に見えています。国や自治体の除染計

[3] 2012 年 2 月 28 日の東京電力の発表では、「対象期間中の避難に伴い特別に負担された費用に対する賠償 18 歳以下であった方、または妊娠されていた方を含む世帯は、（中略）、18 歳以下であった方、または妊娠されていた方で自主的避難された場合は、お一人あたり 20 万円を上記 40 万円に追加してお支払いいたします」としている。
また、2012 年 1 月以降、区域の設定は行わず、子ども・妊婦について個別の事例・類型ごとに判断することとなった。

画はおおむね 2 年間で立案されていますが、除染に 2 年かかる、すなわちそれまでには線量が十分さがらないということを考えれば、賠償期間は最低でも 2 年とし、それ以降も検討できるようにすべきです。

- 子ども・妊婦以外の住民に対して、「事故の発生当初」しか賠償が認められないことは不合理です。子ども・妊婦への配慮は、賠償の範囲を狭めるために行うのではなく、基本的な賠償範囲に追加する際に検討されるべきです。

- 賠償対象の地理的範囲が、県北・県中・いわき、相双となっていますが、宮城県丸森町など対象範囲外にも空間線量が高い地域が存在します。基本的には、日本の既存の法令での公衆被ばく限度などを参照しつつ、自主的避難に対して幅広く賠償を認めていくべきです。

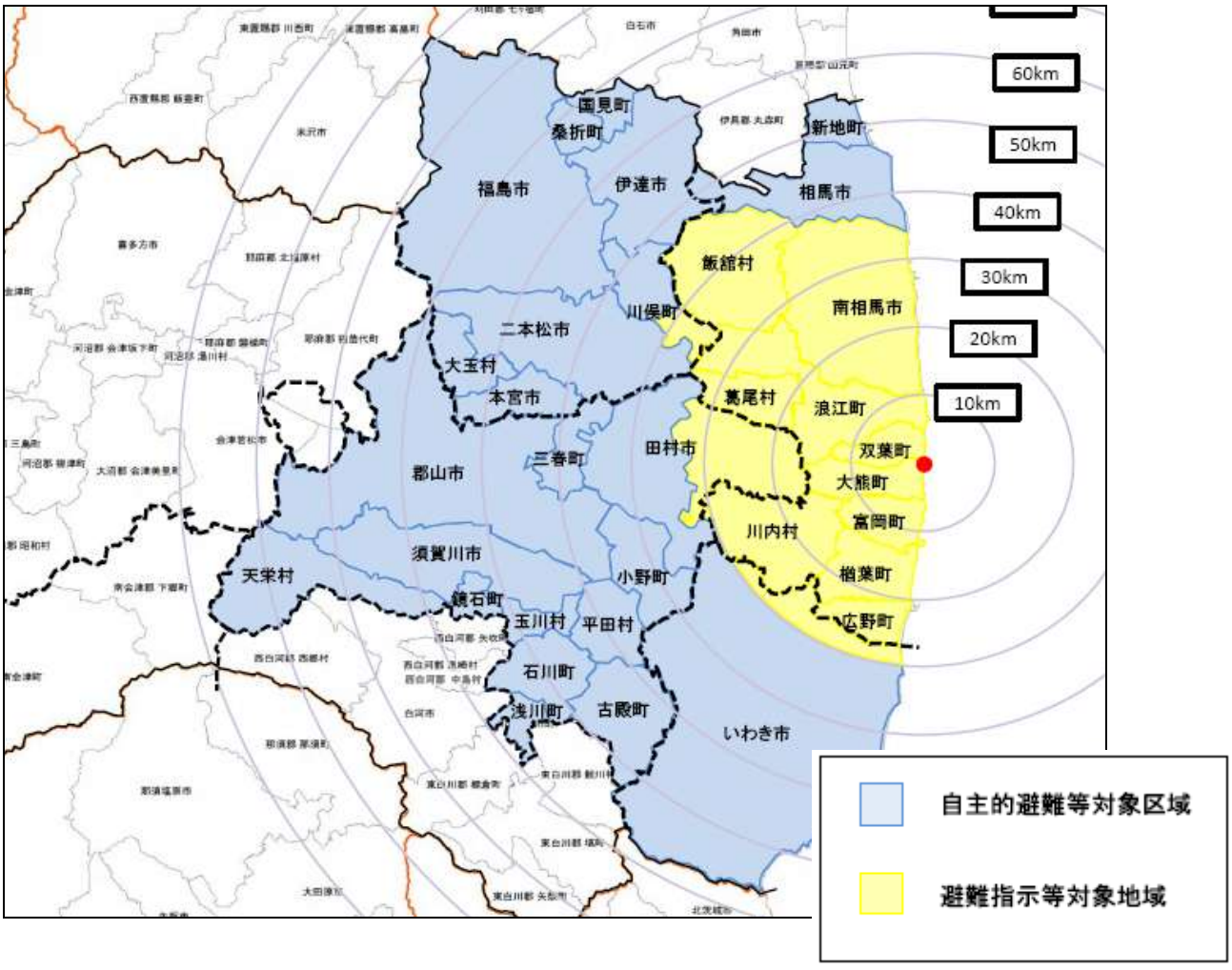

図　中間指針追補によって「自主的」避難およびとどまっている住民に賠償が認められた区域（2011 年 12 月までの賠償分。2012 年 1 月以降、区域の設定は行わず、子ども・妊婦について個別の事例・類型ごとに判断することとなった。）

被ばくの不安・恐怖・危険回避のための避難の合理性を認めた意味

一方で、追補は、被ばくへの恐怖と不安、その危険を回避しようと考えて行った避難はやむをえないものであるとし、その合理性をはじめて認めました。さらに、対象区域外や記載された損害項目以外についても個別に賠償が認められることがあり得るとの記載があります。これにより、一律定額を超える費用請求や、線量が高いにもかかわらず対象外となった地域からの費用請求について、東電に対する個別請求により、精神的損害や、賃金の減少分などの派生的費用を含む、全面的な賠償を勝ち取る道を開くものとなっています。

審査会の場で、実費を認めよと会場が騒然となったとき、能見会長は、指針はあくまで指針にすぎず、実費については東電に個別に賠償を求めることができる、となだめていました。原子力ムラ出身で、自主的避難者への賠償に最後まで抵抗していた田中委員が、追補決定後に個別賠償は不要だと捨て台詞をはくように述べていたのとは対照的でした。

追補決定の翌日の 2011 年 12 月 7 日、枝野経産大臣は、参議院決算委員会でこの問題についての加藤議員の質問に「具体的に生じている出費は当然対象になる。東電に速やかに支払うよう指示する」と答弁しました。さらに避難の影響による賃金減少など派生的な費用に関しても「実際に損害が生じている場合は、当然損害賠償の範囲になる」と明言しました。

復興特別委員会では、野田首相も、「本当に掛かった実費については、因果関係があれば認める、外れている地域であっても相当因果関係があれば認める、これが原則でございますので、それに基づいたきちっとした運用をすべきだと考えております。」と述べています。

東電に個別請求しても、東電が支払いを渋る可能性があることから、このような答弁は非常に重要だと考えます。

中間指針第二次追補

2012 年 3 月 16 日の原子力損害賠償紛争審査会において、「中間指針第二次追補」が策定されました。前述のとおり「中間指針第一次追補」は、福島県の県北・県中・いわき・相双の市町村という「自主的避難等区域」を設定していたのですが、この「第二次追補」においては、2012 年 1 月以降、こうした区域の設定は行わず、子ども及び妊婦について、個別の事例・類型ごとに判断していくこととなりました。

東電への個別請求で全面賠償を勝ちとろう！

自主的避難者やとどまっている住民に対する賠償は認められました。しかし黙っていては、一律定額以上の賠償はされませんし、対象地域外では一銭も支払われません。全面賠償を得るためには個別請求が必要です。特に、白河や宮城県丸森町など、線量が比較的高いにもかかわらず対象区域から外れた区域からの避難者や残留者について、全面賠償を勝ち取ることができれば大きな意味を持つことになるでしょう。東電への個別請求により全面賠償を勝ち取っていきましょう。

なお、2012 年 3 月 22 日、東電は、白河市や西郷村など福島県南部の 9 つの市町村で、18 歳以下の子どもと妊婦に限り、1 人当たり 20 万円の賠償金を支払うと発表しました。不十分な内容ではありますが、これも、白河市などの自治体や住民が声を上げ続けた結果といえます。

５．区域外の福島では何が生じたか？
福島市の渡利・小倉寺・南向台などの現状

「年 20 ミリシーベルト」を避難基準として運用する国に対して、市民団体は、幅広く「選択的避難区域」を設定し、住民が避難するかとどまるか選択できる区域を求めてきました。しかし、国は頑強に態度をかえず、そのための悲劇が生じています。その状況を渡利地区で見てみましょう。

面的に広がる高い放射線量

福島市渡利地区は、原発から約 60km、福島駅の南東を流れる阿武隈川の対岸に広がる住宅街で、川と山林に挟まれた平地に、6,700 世帯、1 万 6 千人が暮らしています。県庁のある中心部まで橋を渡って歩いていける距離にあります。渡利地区で早い段階から放射能汚染が深刻なことが明らかでした。2011 年 6 月には、福島市の測定で、平ヶ森（ひらがもり）、大豆塚（おおまめづか）などで、毎時 3.2～3.8 マイクロシーベルトを観測しました（左図）。6 月 30 日に、複数の市民団体[4]によって実施された政府交渉において、市民団体側は、この問題を指摘。「渡利地区を、特定避難勧奨”地域”に即刻指定すべき。少なくとも住民に対する説明会を実施すべき」と要求しました。しかし、政府はこの要求に対して、「モニタリングを強化する」とのみ回答しました。

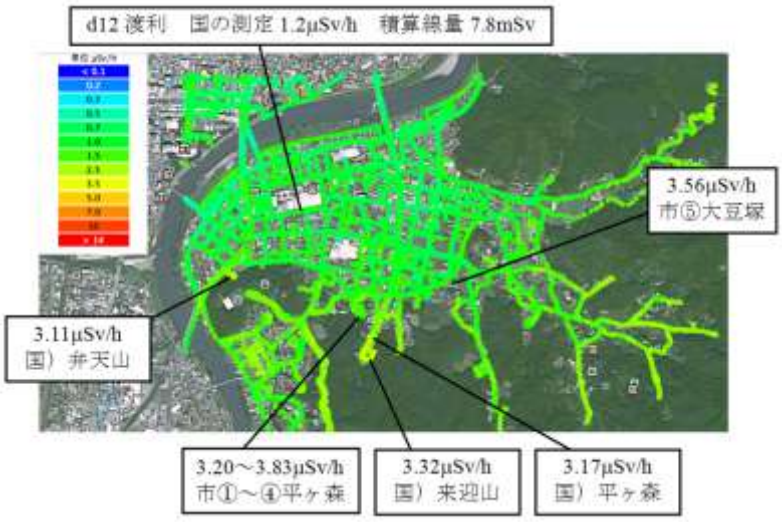

渡利地区の空間線量（2011 年 6 月、7 月）
出典：文科省、福島市のホームページ

7 月上旬に文部科学省が実施した自動車サーベイでも、渡利地区に高線量の地域が面的に広がっていることがわかりました。7 月 19 日に福島で実施された政府交渉では、市民団体側は再びこの問題を指摘。渡利の人々がリスクを正しく理解したうえで、自らの判断で避難できるように説明会を開催すること、また、避難に対する賠償がきちんと支払われるべきであることを主張しました。しかし、政府側はまたしてもこの要求を無視しました。

効果を発揮しない除染

7 月 24 日には、福島市は除染モデル事業を実施。小学校の通学路などを、市民を動員して除染しました。しかし結果は芳しいものではありませんでした。福島市が公表した測定結果によると、線量が低減した箇所もありましたが、逆に増加した箇所もあり、除染後も 2.0 μSv/h 前後の高い値がみられ、除染による空間線量の減少率は、除染直後の福島市の計測ですら、3 割弱にとどまりました。

[4] 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、福島老朽原発を考える会、ＦｏＥ　Ｊａｐａｎ、美浜の会、グリーン・アクション、グリーンピース・ジャパン

除染がなかなか効果を発揮しないことは、渡利の地理的な特色にも原因があると考えられます。後背地に山があり、雨が降るたびに放射性物質を含んだ土砂が流れてくるのです。場所によっては、放射性物質が濃縮されていくことが市民団体の調査によっても確認されています。

8 月 18 日～22 日、国はようやく、渡利・小倉寺（おぐらじ）を特定避難勧奨地点に指定するか否かを決めるため、詳細調査を実施しました。しかし、この詳細調査は、あらかじめ国が「線量が高い」と判断した一部の地域を対象としただけであり、渡利地区の 10 分の 1 ほどの世帯しかカバーしていませんでした。

市民団体による調査

9 月に入って、福島老朽原発を考える会および FoE Japan は、渡利の住民を対象に、渡利の放射能汚染の実態や国の避難政策の問題点、低線量被ばくや内部被ばくについて連続勉強会を開催。のべ 310 名もの住民が参加し、活発な議論が行われました（☞資料９p.44）。この勉強会を通じて、渡利の住民たちの多くが、高い線量に日々不安を抱えながら、仕事や家庭の事情などから避難できずにいること、政府の避難勧告や賠償の保証さえあれば避難に踏み切れたであろう人が多くいるという実態があきらかになってきました。

9 月 14 日、福島老朽原発を考える会および FoE Japan は、神戸大学の山内知也教授に依頼し、渡利における空間線量および土壌汚染調査を実施しました。その結果、空間線量が依然として高い水準にあることのみならず、深刻な土壌汚染の実態（最高で 30 万ベクレル／kg 以上、５箇所中４箇所でチェルノブイリの特別規制ゾーンに相当）が明らかになりました（☞資料７p.40 資料８ p.42）。

図　渡利地区の空間線量

図　渡利地区の土壌汚染の状況。
いずれも 9 月 14 日調査（FoE Japan および福島老朽原発を考える会が山内知也・神戸大学教授に依頼）

立ち上がった市民たち

このような状況に危機感を感じた渡利の市民団体（Save Watari Kids）は、10 月 5 日に国の現地対策本部および市に対して、①渡利地区を特定避難勧奨「地域」に指定（世帯ごとの指定ではなく、地区全体を指定）、②子ども・妊婦のいる世帯には厳しい避難基準の適用――などを求める要望書を提出しました。

10 月 8 日、原発事故から 7 か月もたって、ようやく国と市は、渡利・小倉寺地区を対象とした住民説明会を実施しました（☞資料 11 p.46、資料 15 p.54）。しかし、この場には、上記の詳細調査の対象となった 10 分の 1 ほどの世帯にしか通知が行きませんでした。

冒頭、国と市は、詳細調査の結果を発表し、国が定めた年 20 ミリシーベルト基準に該当する毎時 3 マイクロシーベルトを超える世帯が 2 世帯あったが、同世帯が避難を希望しなかったため、特定避難勧奨地点指定は見送ったこと、そのほかの世帯は毎時 3 マイクロシーベルトを下回ったため、特定避難勧奨地点には指定しないこと、渡利地区において、除染を優先的に実施すると述べました。

当然、出席した住民たちは怒りました。あとから、渡利に住む方が、「おとなしい福島の住民たちがあれだけ怒ったのにはびっくりした」と言っていたほどです。
住民たちが主張したのは、下記のようなことでした。
「詳細調査は、一部地域のみ。全世帯を調べてほしい」
「南相馬市では、子どもや妊婦のいる世帯は、２．０マイクロシーベルト／時以上であれば、特定避難勧奨地点に指定している。なぜ、福島市では指定をしないのか？」

「１０マイクロシーベルト以上で、線量計が振り切れる箇所があちこちにある」
「除染はいつになったらできるのか」
「除染が済むまでの間、子どもたちを一時的に避難させてほしい」
「避難したい世帯は避難し、避難費用は賠償するべき。残る人は残る人で高い線量にさらされることに対する補償をするといった措置をとってほしい」
「特定避難勧奨に関して、地区指定を行ってほしい」
「全世帯むけの説明会を、再度開催してほしい」

しかし、国および市には、この住民たちの要請や疑問に明確に答えませんでした。

10 月 28 日には、怒った住民たちが、東京にきて、参議院議員会館において、国の原子力災害対策本部や文科省、原子力安全委員会と直接交渉を行いました。このときは、渡利住民を支援する市民たちも含め、300 人もの参加者が交渉に参加し、「子ども・妊婦の避難だけでも促進すべき」と訴えました。
政府側は、「誠意をもって検討する」と答えたものの、結局のところ、住民の要求に答えることはしませんでした。（☞資料 12 p.48）

12 月 7 日、かねてから自宅や庭の放射線量が高く、ご自宅には、4 歳と小学校 4 年生の女の子がいる家の祖父が、単身、現地対策本部と市に乗り込んで行って、地域一帯を避難地区に指定すること、子ども・妊婦の避難をさせることなどを要請しました。このご自宅では、市の測定で 1 メートル高で 2.95 マイクロシーベルト／時、50cm 高 5.45 マイクロシーベルト／時を記録しています。
（☞資料 13 p.52）
この必死の訴えに対してすら、現在に至るまで、国も市も回答を示していません。

渡利の子どもたちを守れ！「ぽかぽかプロジェクト」始動

国や市は、「徹底的に除染を行う」としています。しかし、除染しても山から土や水が流れ込む渡利の地形的な特質から、除染の効果は限定的です。何よりも除染がいつから開始できるのか、どの程度時間がかかるのか、現在のところめどがたっていません。
除染を言い訳に、子どもも妊婦も高い線量に縛り付けるような国の政策は、人道上の罪といっても過言ではありません。

いまこのときにも渡利の子どもたちは高い放射線量の中で通学し、遊び、生活しています。この状況を放置してはならない。せめて除染の効果がでるまで、子どもたちの避難・疎開・保養を進めることが重要です。

「わたり土湯ぽかぽかプロジェクト」（☞資料 14 p.53）は、そんな渡利の状況を踏まえて発足しました。Save Watari Kids、子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、福島老朽原発を考える会、

FoE Japan の４団体で運営されます。この４団体が活動を行ってきた渡利を中心に、大波・南向台・小倉寺も対象にしています。さまざまな理由で渡利に生活の基盤を置かざるをえない家族の子どもでも空間線量をなるべく下げるために、近隣の線量が低い土湯温泉に、子どもたちの一時避難を実現させます。うまくいけば、対象地を他の線量の高い福島市の地区にも広げていきます。

私たちはこのプロジェクトを進めると同時に、引き続き、国の避難政策の問題点を訴えていきます。現在の避難基準の年 20 ミリシーベルトは、厳格な放射線管理が行われている放射線管理区域の４倍近く。この基準そのものの見直しが必要です。

渡利の問題は渡利だけの問題ではありません。福島の、そして日本全体の問題です。ぜひ、渡利の子どもたちを守るために、みなさまもご支援ください。

渡利問題の経緯

2011 年 6/17・20	市の測定　平ヶ森　公務員アパート１号棟・２号棟間公園：3.30μSv/h、平ヶ森　市住１号棟・２号棟間公園：3.83μSv/h、大豆塚　ゴミ集積場側溝枡：3.56μSv/h など
6/30	政府（原子力災害対策本部など）との交渉の場にて、フクロウの会、FoE Japan などの市民団体が渡利の問題を提起。選択的避難区域の設定および説明会の開催を求める
7/5～7/8	国の自動車サーベイ　平ヶ森：3.17μSv/h、来迎山：3.32μSv/h、弁天山：3.11μSv/h
7/14	福島における政府（現地対策本部）との交渉の場にて、市民団体が渡利を例に問題提起、選択的避難区域の設定および説明会の開催を求める
7/24	除染モデル事業
8/18～22	国による詳細調査（一部世帯のみ）。詳細調査を行われた世帯のうち、渡利で 162 世帯、小倉寺で 118 世帯、南向台で 29 世帯で、50cm 高 2μSv/h 以上を計測。
9/14	市民団体による調査（＊）で、薬師町水路で 1m 高 3.87μSv/h、50cm 高 5.30μSv/h、渡利小学校モデル除染地区の通学路で、測定した 10 箇所中、４箇所において、50cm 高 2.0μSv/h を超える。 また、高い土壌汚染レベルが明らかに：町内の水路 307,565Bq/kg、神社 157,274 Bq/kg など。５か所中４箇所でチェルノブイリのもっとも厳しい規制ゾーンに相当するセシウム量。（＊）福島老朽原発を考える会、FoE Japan が、山内知也・神戸大教授に依頼
10/5	渡利住民有志、市および現地対策本部に要望書提出。避難区域指定を求める
10/8	説明会（一部世帯のみ）市・国「特定避難勧奨地点に指定する世帯はない」 住民側「避難区域指定を」「詳細調査のやり直しを」「説明会の仕切り直しを」 「子ども・妊婦の配慮基準が、南相馬市と福島市とで違うのはおかしい」
10/28	政府交渉（原子力災害対策本部など）／要望書の提出 住民側「避難区域指定を」「詳細調査のやり直しを」「説明会の仕切り直しを」 「除染が効果を発揮するまで、子ども妊婦の一時避難を」 政府側は住民の要望に応えず。
11/28	薬師町の民家宅で、市の測定で１メートル高で 2.95 マイクロシーベルト／時、50cm 高 5.45 マイクロシーベルト／時を記録。
12/8	同民家宅の祖父、市と国に対して、地域一体の避難区域指定を要望。

資料編

資料１：「避難の権利アンケート」第１弾

2011 年 7 月 25 日
福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
国際環境 NGO FoE Japan

自主避難に関するアンケート結果について
～避難できない理由は、「経済的な不安」、「仕事上の理由」
求められる「自主」避難への賠償～

「福島老朽原発を考える会」および「国際環境 NGO FoE Japan」は、自主避難をした人、避難を考えている人を対象としたアンケートを実施し、今月 5 日から 24 日までに 272 の回答を得ました。
その結果、避難したくても避難がいままでできなかった理由としては、「経済的な不安」、「仕事上の理由」が多く、避難をした人にとっても、福島と避難先での二重生活に伴う費用の増加が問題となっていることが明らかになりました。
「自主」避難への賠償の確立および、避難区域外の避難に関して社会的な認知が求められています。

■アンケートの概要
・実施主体：福島老朽原発を考える会（フクロウの会）、国際環境 NGO FoE Japan
・実施期間：2011 年 7 月 5 日～24 日（中間とりまとめ）
・実施手法：インターネット、紙、メーリングリストでの呼びかけ
・回答数：272

■結果概要
◆アンケートは、自主避難をした人、避難を考えている人を中心に、272 名の回答を得た。回答者は約８割が福島県内、その多くが福島市と郡山市に住む。他は県外への避難者で、いずれも避難に関心をもつ人である。

◆避難を具体的に検討している、または考えている、と回答した人が、すでに避難をしていると回答した人の倍近くあった。既に避難をした人よりもさらに多くの潜在的避難者が存在することが推察される。

◆避難を経験した回答者は、かかった費用として、避難先の家賃（敷金・礼金）、引っ越し費用、避難先を探しにいくための交通費、福島に定期的に帰ってくるための費用、もとの仕事に通う交通費などがあげている。多くの回答者が、二重生活に伴う費用の増加をうったえている。

◆アンケートで浮き彫りになったのが、事故直後に一時的に避難をした人が多くおり、多くの負担をしていることである。引越し費用だけでもおよそ 30 万円、家賃を入れて 100 万円を超えるという人もいる。

◆避難を検討または考えている人の多くが、避難を妨げている理由として、「経済的に不安である」「仕事上の理由で」をあげており、「家族の同意を得られない」「避難先が確保できない」を大きく

上回った。

◆避難に関して国や行政に支援してほしいこととしては、避難に係る費用の補償という回答が 243 名で最も多かった。子どもたちの優先避難、避難区域の拡大、避難先での就労支援、食品の調査、除染の徹底、もとの家の買取、被ばくの検査と継続的な健康管理などの要望があげられた。

◆総じて、避難区域外の「自主」避難者に対して、事故直後の一時的避難、及びその後の継続的な避難に対し補償が必要であること、避難により失業を余儀なくされる人のために就労支援が必要であること、そうした措置が、避難をしたくても避難できずに苦しんでいる人たちを救う道でもあることが明らかになった。

＜自由回答から＞

- 世間では避難した人を応援する声が強く上がっているように感じます。避難できない人への支援こそお願いしたいのです。
- 避難したいのですが、昨年家を購入してローンもあり、二重生活をしていく自信がありません。
- 毎日見えない恐怖におびえながらも避難したくても避難できない状況に苦しんでいる。
- 自主避難扱いで公的支援がほとんど受けられません。このままこの状態が続くと生活も安定せず非常に苦しい状況に追い込まれそうです。
- 「ただちに避難」という認識が社会に無く、「自分だけ逃げる」ことに罪悪感のようなものを抱いてしまう。
- 避難することは決めたが、自主避難は個人負担があまりにも大きく、住居、仕事など問題が山のようにある
- 両親や夫に、チェルノブイリの強制避難地域と同じくらい放射能で汚染されているといっても、メディア・行政が放射能がたいしたことではない、と言っているのを信じていて、避難を真剣に考えてくれない。
- 何も補償がない中で、家族がバラバラになり二重生活による経済的負担が苦しい。
- 少しでも危険性があるならば、子供たちを避難させてから調査をしてほしい。
- 避難先での就労は避難を考えている方々の一番の不安要因です。
- 放射線安全キャンペーンをやめること、風評被害と言わずに、原発事故による損害とちゃんと言うこと
- 全国で無料で被ばく検査と治療を受けられるようにしてほしい
- 福島県民は暑さと、ストレスと、見えない敵(放射線)と戦っています。本当に毎日が不安で不安で…　精神的にも体力的にも限界です。
- 具体的な費用もですが、仕事など将来へ希望を持って前をむける支援を。
- 子どもの長期にわたる健康への補償、少量の放射性物資でも、取り除かれるまでの補償、細部に至るまでの手厚い補償、放射性物資による精神的に苦痛を与えられていることによる補償をして欲しい
- 除染に時間がかかるなら、子供たちを一時的に避難させてください。お願いです、子供たちの未来を守る為、避難を勧めてください！！
- 家のローンを無しにしてもらえないと生活ができない。

資料２：「避難の権利アンケート」第２弾

2011 年 11 月 29 日
国際環境 NGO FoE Japan
福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

「自主的」避難でアンケート実施

二重生活でかさむ費用…一律同額ではなく実費での賠償が必要

避難したくてもできないのは「経済的不安」から

「福島老朽原発を考える会」および「国際環境 NGO FoE Japan」は、9 月 29 日～10 月 31 日まで、自主的避難者および福島県内の残留者の方々を対象としたアンケートを実施し、241 の回答を得ました。
その結果、避難者の多くが、家族のうち一部だけが避難する形態をとっており、休暇を家族で過ごすための交通費など、二重生活に伴う費用の増加が問題となっていることが明らかになりました。
また、避難したくても避難ができない、あるいは福島にとどまる理由として、経済的な不安を挙げた人が多いことが明らかになりました。
このような結果から、「自主的」避難への賠償が確実に得られるようにすること、そのため、賠償に際しては、一律同額の「見舞金」的なものではなく、避難区域内からの避難者と同様に、実際にかかった実費が全て賠償される必要があることが明らかになりました。

■アンケートの概要

アンケート実施期間：9 月 29 日～10 月 31 日
アンケート実施団体：国際環境 NGO FoE Japan、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
対象者：自主避難者、福島県内の残留者
手法：インターネット、メール、イベントなどで呼びかけ
回答数：241

■結果概要

◆回答者は、家族一緒に自主的避難をしている人が約 22%、家族内で自主的避難者と残留者に分かれている人が約 34%、自主的避難を予定しているまたはできればしたいができないでいる人が合わせて約 37%、福島県にどとまることを決めた人が約 6%だった。
◆自主的避難をした回答者のうち、家族全員で避難した方は約２割にすぎず、残りの約８割は二重生活が迫られる家族の一部が避難する形態をとっていた。
◆避難の時期は、事故直後の３月が多く、４月に一旦減った。新学期の開始や安全宣伝などの影響により、避難したが戻った人が多くいたと思われる。しかしその後避難者は増え続け、夏休み中の８月にピークとなっている。９月はまた避難者が減っているが、避難先から戻る人はほとんどいないと思われ、原子力損害賠償紛争審査会で示された福島県のデータでも、自主的避難者の数は累積では増加し続けている。
◆避難を決めた理由としては、内部被ばくが心配だから、福島第一原発における水素爆発、事故の収束まで長くかかりそうだから、自宅／学校などで放射線量が高くなってきたから、家族が心配しているから、がいずれも多かった。
◆避難にかかった費用は、引越し代が平均約 22 万円、家賃が月額で平均約 8 万円、引越し以外の交通費が約 15 万円などとなっており、その他も含めた合計では平均約 72 万円余りとなっている。家

族の一部が避難した場合、家族に会うための交通費がかさむが、これは今後も増え続けることになる。他に、二重生活に伴う日々の出費の増加などがある。一方で退職や転職に伴う収入の低下があるが、これら全てを賠償の対象とすべきだろう。

◆避難を予定している人も、その理由に、内部被ばくが心配だから、福島第一原発における水素爆発、事故の収束まで長くかかりそうだから、自宅／学校などで放射線量が高くなってきたから、家族が心配しているから、を挙げていた。

◆避難をしたくてもできない人は、その理由に、経済的不安、仕事上の理由を挙げている人が多くいた。家族の同意については、それは避難できない理由ではないとする人のほうが多く、家族の同意よりも経済的理由が避難の妨げになっていることが浮き彫りになった。

◆福島にどどまると決めた人は、その理由に経済的不安を挙げていた。行政の除染については、期待する声は少なく、それはとどまる理由ではないという人が圧倒的に多数を占めていた。

以上

区域外避難（自主的避難）に関するアンケート結果（概要）

本アンケートは9月29日～10月の末日まで、自主的避難者および福島県内の残留者の方々を対象に、インターネットやメール、イベントなどで呼びかけた結果を取りまとめたものです。

アンケート実施期間：9月29日～10月30日
アンケート実施団体：国際環境NGO FoE Japan、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
対象者：自主避難者、福島県内の残留者
手法：インターネット、メール、イベントなどで呼びかけ
回答数：241

アンケートを寄せていただいた方は、家族一緒に自主的避難をしている方が約22%、家族内で自主的避難者と残留者に分かれている方が約34%、自主的避難を予定している、またはできればしたいができないでいる方が合わせて約37%、福島県にとどまることを決めた方が約6%となっています。

質問1：避難に関して、どのような状況にありますか。

a）家族と一緒に自主的避難をしている	52
b）家族を避難させている	27
c）自分は自主的避難をしているが、家族はもとの場所で暮らしている	54
d）自主的避難を予定している	22
e）自主的避難ができればしたいが、できないでいる	66
f）福島県にとどまることに決めた	14
g）その他	3

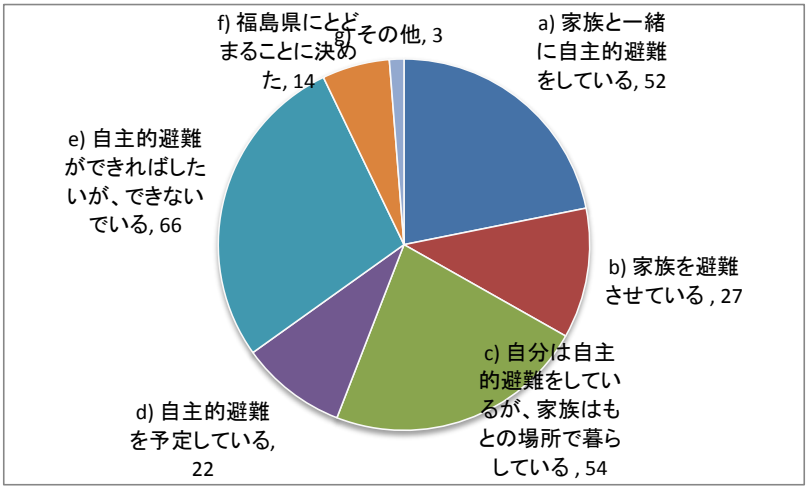

A.「家族と一緒に自主避難している」「家族を避難させている」「自分は自主避難をしているが、家族はもとの場所で暮らしている」という回答者向けの質問

自主的避難をされた回答者133名のうち、家族全員で避難された方は約20%にすぎませんでした。

回答者のうち約 91%が福島県内からそのうちの半分強が福島市内から避難していました。
避難先は山形県が多く、新潟県、京都府が続き、神奈川県、沖縄県、北海道、東京都と続いています。隣接していて放射線量が他の隣接県よりも比較的低い山形県、新潟県、受け入れ先で避難者のコミュニティがつくられている京都府や北海道、距離が離れている沖縄県の人数が多くなっています。災害救助法が適用されず、家賃補助などが受けられない福島県内の避難者は少ない人数となっています。
避難の時期は、事故直後の３月が多く、４月に一旦減ります。新学期の開始や安全宣伝などの影響により、避難したがこの時期に戻ったという方も多くいたと思われます。しかしその後避難者は増え続け、夏休み中の８月にピークとなっています。９月以降は避難者は減っていますが、避難先から戻る方はほとんどいないと思われ、原子力損害賠償紛争審査会で示された福島県のデータでも、自主的避難者の数は累積では増加し続けています。
避難を決めた理由としては、内部被ばくが心配だから、福島第一原発における水素爆発、事故の￥収束まで長くかかりそうだから、自宅／学校などで放射線量が高くなってきたから、家族が心配しているから、がいずれも多くの方が挙げていました。
避難にかかった費用は、引越し代が平均約 22 万円、引越し以外の交通費が約 15 万円などとなっており、その他も含めた合計では平均約 72 万円余りとなっています。家賃は事故後暫くの間、災害救助法による補助を受けられなかったことによると思われます（福島県外からの避難については今でも受けられない)。家族の一部が避難した場合、家族に会うための交通費がかさみます。これは今後も増え続けることになります。他に、二重生活に伴う日々の出費の増加などがあります。一方で退職や転職に伴う収入の低下がありますが、これら全てを賠償の対象とすべきでしょう。

質問２：家族全員で避難されていますか。（N=133）

a. はい	26
b.いいえ	107

質問３： もともと居住されていたのはどこですか.

福島県	121
うち－福島市	65
－郡山市	22
－いわき市	6
－伊達市	9
－二本松市	3
その他（宮城県、千葉県、東京都、茨城県など）	14

質問４：ご自分または家族の避難先はどちらですか。

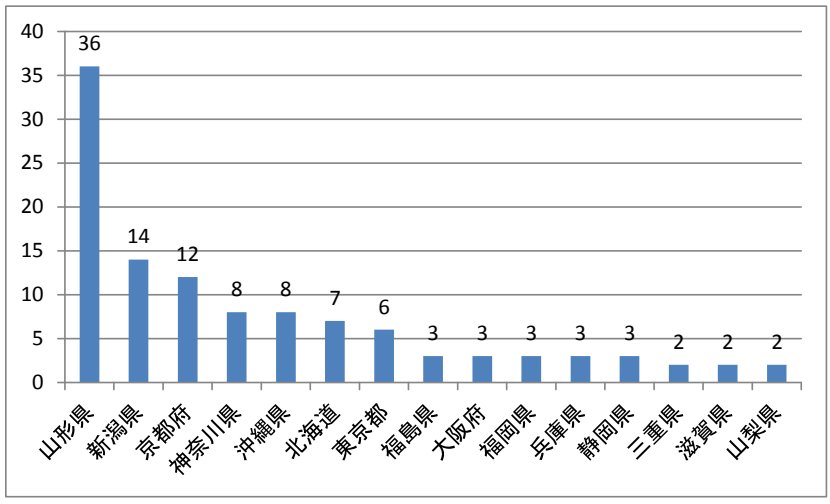

質問５：避難をされた時期はいつですか。

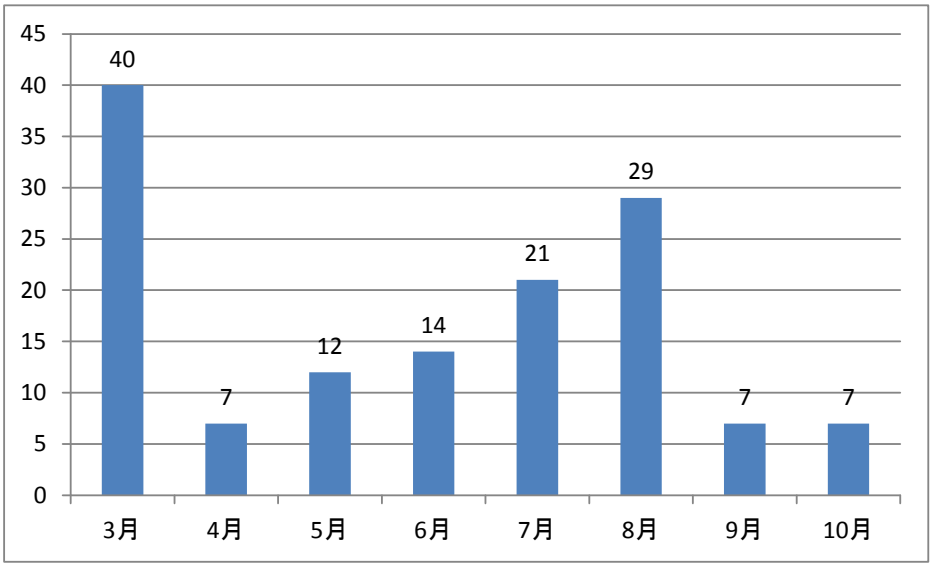

質問６：避難を決意されたきっかけ／理由は何ですか（複数回答可）。

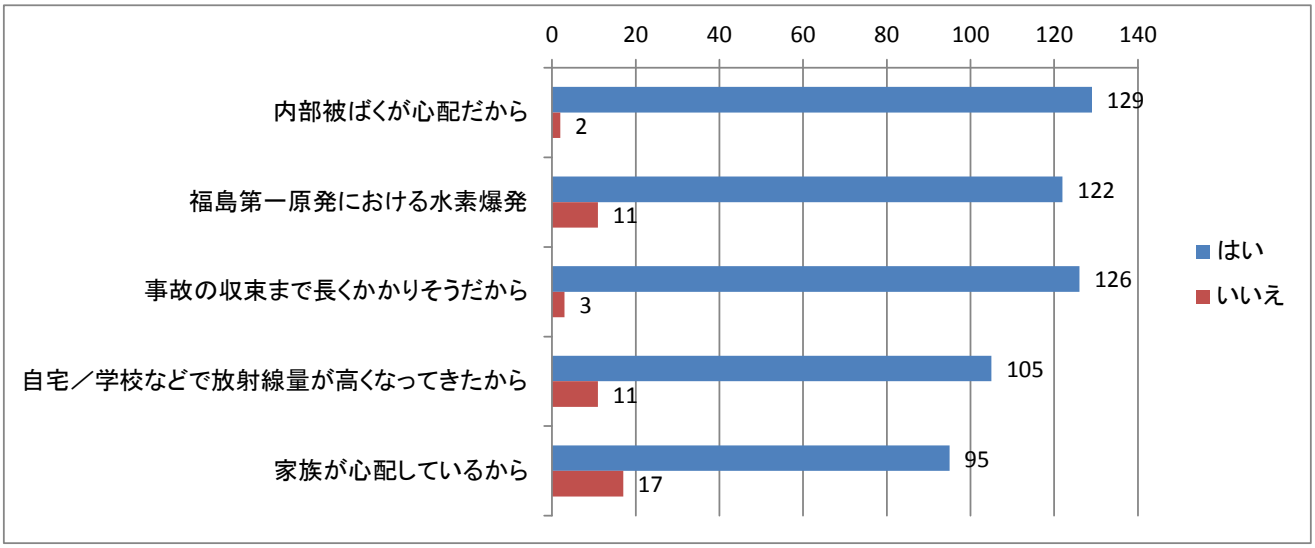

質問７：避難を決意するに当たって参考にされたのは、どのような情報ですか。

質問８：避難するに当たって、避難時点から現在までに、追加的に費やした概ねの経費をお書き下さい。

引っ越し代：	平均 223,374 円
引っ越し代以外の交通費	平均 153,788 円
家賃	平均　80,555 円（月額、支払っている人の平均値）
その他	日用品、光熱水費、通信費、食費など
合計	平均 726､360 円

B.「避難を予定している」とした回答者向けの質問

避難を予定している方も、その理由に、内部被ばくが心配だから、福島第一原発における水素爆発、事故の収束まで長くかかりそうだから、自宅／学校などで放射線量が高くなってきたから、家族が心配しているから、を挙げていました。

質問 12：避難を決意されたきっかけ／理由は何ですか（複数回答可）。（N=22）

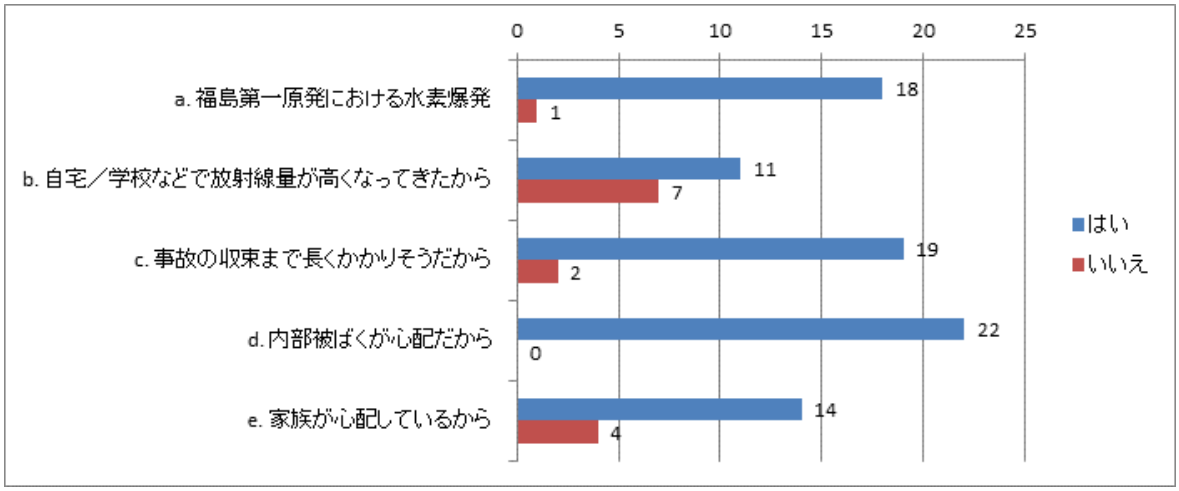

C.「避難をしたくでもできないでいる」という回答者向けの質問

避難をしたくてもできない方は、その理由に、経済的不安、仕事上の理由を挙げている方が多くいました。家族の同意については、それは避難できない理由ではないとする方のほうが多く、家族の同意よりも経済的理由が避難の妨げになっていることが浮き彫りになりました。

質問 14： 避難をしたくでもできない理由は何ですか。（N＝66）

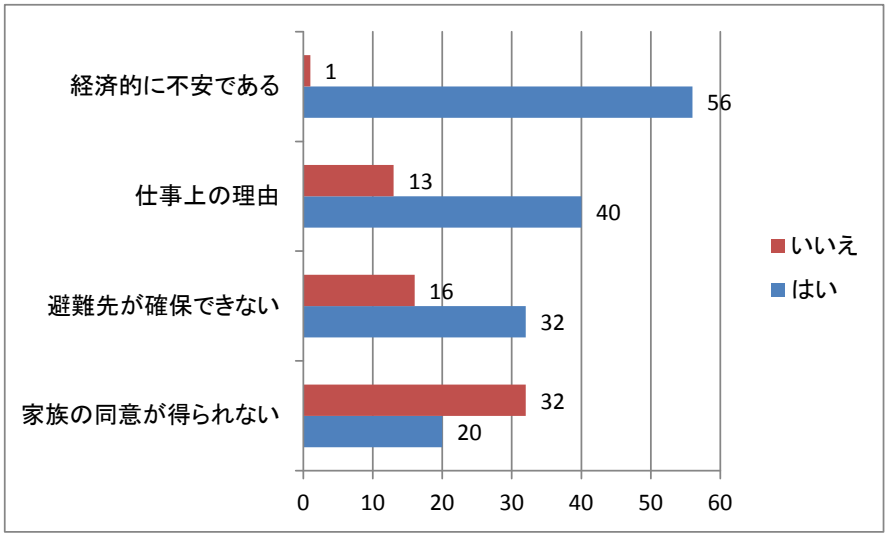

D.「福島にとどまると決めた」という回答者向けの質問

福島にどどまると決めた方は、その理由にやはり経済的不安を挙げていました。行政の除染については、それに期待する少なく、それはとどまる理由ではないという方が圧倒的に多数を占めていました。

質問 15：福島にとどまると決めた理由は何ですか。（N＝14）

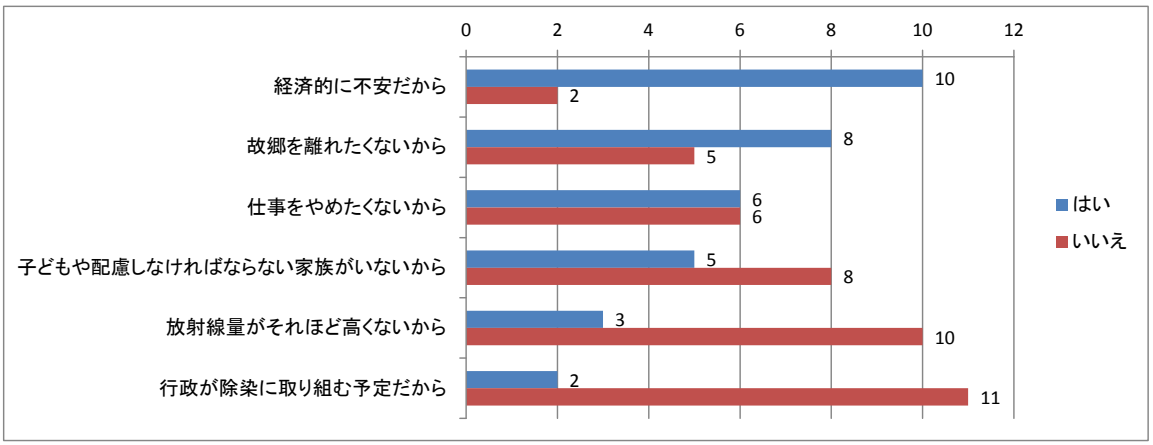

資料３：東電に自主避難者の請求書を提出

2011 年 8 月 12 日

東京電力に、自主避難者・避難予定者の請求書を提出
～東電は、自主避難者にも正当な賠償を支払うべき～

本日、福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN)、福島老朽原発を考える会（フクロウの会)、国際環境 NGO FoE Japan は、東京電力に対して、自主避難者、避難予定者からの請求書４１１通、自主避難者に正当な賠償を支払うべきという要請書、および自主避難者・避難予定者の声（「私たちの声をきいて下さい」）を手渡しました。

請求書は、福島第一原発事故により、水素爆発の直後、その後広がった放射能汚染により、避難を強いられた人々、これから避難を予定している人々から寄せられたもので、請求総額は、10 億 9270 万 2194 円（一人あたり約 293 万円）にのぼります。こうした人たちは、避難区域の外であるというだけで、避難は自己責任と認識されてしまい、正当な賠償や行政的なサポートが得られる保証がなく、職場や学校の理解も得ることができません。また、仮払い金も支払われていません。

現在、原子力損害賠償紛争審査会において、福島原発事故に関する賠償の指針が議論されていますが、先般まとまった中間指針には、自主避難に関する賠償は盛り込まれておらず、今後の審議にゆだねられています。

主催団体は、「自主避難をしている人、避難を予定している人は、原発事故さえ起こらなければ、故郷を離れることもなく、被ばくのリスクにさらされながら、不安や恐怖に満ちた日々を送ることもなかった。彼らを現在の苦境から救うためには、一日も早く、自主避難者に正当な賠償がなされることを、東京電力が責任をもって明言するべき」と、話しています。

福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）
福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
国際環境 NGO FoE Japan

別紙１：請求書の概要
別紙２：東京電力宛要請書　「自主」避難者に、正当な賠償をお支払いください

2011 年 8 月 12 日

関係者各位

「自主避難」損害賠償請求書の概要

本日東京電力に提出した「自主避難」を強いられた方々からの損害賠償請求書の概要は以下の通りです。

１　請求者

⑴　総数

405 通（うち以下の集計対象 372 通）

⑵　出身地（避難元）

福島県 211 名（福島市 77 名、郡山市 69 名、いわき市 17 名等）

その他都道府県 160 名

⑶　避難された方の数・避難先

避難された方（一時避難を含む）166 名

北海道 48 名、沖縄県 16 名、新潟県 12 名、山形県 11 名、京都府 10 名等

２　自宅周辺の空間線量

⑴　全体平均　毎時 1.040μSv

⑵　福島平均　毎時 1.500μSv

３　請求額

⑴　請求総額　　10 億 9270 万 2194 円（一人あたり約 293 万円）

⑵　請求項目の主な内訳（各項目の平均値）

ア　交通費　　約 13 万 7000 円

イ　引っ越し代　　約 29 万 7000 円

ウ　宿泊費　　約 15 万 5000 円

エ　慰謝料　　約 173 万 2000 円

オ　休業損害　　約 140 万 9000 円

【本件に関する連絡先】

弁護士　福田健治（福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN））

Tel: 03-3234-9145 / Fax: 03-3234-9134 / E-mail: fukuda@surugadai.org

国際環境 NGO FoE Japan　満田（みつた）

携帯：090-6142-1807 / E-mail: finance@foejapan.org

2011 年 8 月 12 日

東京電力株式会社
社長　西澤　俊夫　様

「自主」避難者に、正当な賠償をお支払いください

福島第一原発事故により、水素爆発の恐怖から、また、その後、深刻な放射性汚染が広がる中で、自分や家族を守るために、避難区域外であっても避難した人、避難したいのに避難できないでいる人たちがたくさんいます。

現在、こうした人たちは、避難区域の外であるというだけで、避難は自己責任と認識されてしまい、正当な賠償や行政的なサポートが得られる保証がなく、職場や学校の理解も得ることができません。仮払い金も支払われていません。原発事故さえ起こらなければ、故郷を離れることもなく、被ばくのリスクにさらされながら、不安や恐怖に満ちた日々を送ることもありませんでした。

自主避難に関しては、先般、原子力損害賠償紛争審査会が取りまとめた中間指針には盛り込まれませんでしたが、今後、その範囲について議論が進んでいくものと思われます。

しかし、私たちは、自主避難した人、また避難を考えている人たちを現在の苦境から救うためには、一日も早く、自主避難者に正当な賠償がなされることを、東京電力が責任をもって明言するべきだと考えています。

ここに自主避難者、避難を考えている人たちからの請求書を提出させていただきます。
また、別紙に、自主避難者、避難を考えている人たちからの声を添付させていただきます。こうした声を真摯にうけとってください。そして、自主避難者に対する正当な賠償をお支払下さい。

以上、要請します。

福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）
福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
国際環境 NGO FoE Japan

別紙：「私たちの声をきいてください」（自主避難者、避難を考えている人たちからの声）

【問合せ】
福島老朽原発を考える会　阪上武（さかうえたけし） 090-8116-7155
国際環境 NGO FoE Japan　満田夏花　携帯：090-6142-1807

※本意見集は、福島老朽原発を考える会および国際環境 NGO FoE Japan に寄せられた意見、両団体が実施したアンケートからの抜粋です。これらの「声」は 2011 年 8 月に原子力損害賠償紛争審査会および東京電力宛に提出しました。

私たちの声をきいて下さい！

「線量が高い。家の中で1μSv／時を越えます。そんな環境に子供を住まわせていいのかと不安です。」

新潟への自主避難を決めました。生活費がかかりすぎる。今までにかからなくていい出費が増える。家のローンがあと30年ある。所変われば子供の教育費等かさむ。交通費もかかる。汚染された土地と家、価値だってゼロなはずなのに、固定資産税の支払いが当たり前のようにくる。価値をなくされたのだから、補償や賠償があって当然だと思います。どんな思いで家を建て、子供達を育ててきたのか・・・　その家を捨てなければならない切なさと悔しさ。。。言葉では言い表せません。

「何故毎日毎日被曝しなければいけないのでしょうか？」

線量が家の脇の草むらで 3 マイクロシーベルト以上家の中でも高いところで 1 マイクロシーベルトあります。ありえないです。20 ミリ以下であれば必ず安全が保障されるのではなく、たとえ将来健康被害が起きても因果関係がないと国は言うでしょう。であれば無用な被曝は避けるほうがいいに決まっています。将来結婚し子供も欲しいので避難します。今自分自身無職であり、母と祖父も年金受給者なので生活が財政的に厳しくこの原発事故のせいで無駄な出費が増えさらに厳しいため補償は必要です。

「主人は生活資金と持ち家のローンと商売（自営）のローンのために、ここに残ると言います」

この先なにが起こるかわからない所に子供をおいて置けない。子供のためにということでは、夫婦の意見は一致していますが、主人は生活資金と持ち家のローンと商売（自営）のローンのために、ここに残ると言います。家族離れ離れになることの決心がつきません。家族一緒に避難したいのです。ゼロからの再出発なら何とか、と思いますが、マイナスからでは厳しすぎます。子供の健康には変えられないと思いますが、今の返済額を考えると、たとえ二人で働いても、追いつかない。価値の下がった持ち家を、原発事故は人災ですから、何とかしていただきたいです。子供が受ける被ばくもですが、精神的苦痛を補償も個別にしていただきたいです。幼い分、大人以上のストレスを受けています。

「子供を病気にするつもりで産んだんじゃない」

5 月に出産しました。3才になる子もいます。駐車場で 10 マイクロシーベルト以上。家の中ですら0・5マイクロシーベルト前後あります。恐ろしくて住めません。子供を病気にするつもりで産んだんじゃない。借金覚悟で逃げるしかありません。放射線の問題さえ無ければ、引っ越す必要も避難する必要もありませんでした。
原発が爆発して各地で何十倍何百倍もの放射線が今現在もあり、それは今も尚降り注いでいます。
原発は私達の大切な物を全て奪いました。
空気、見慣れた風景遊べなくなった公園洗濯物の干されることのないベランダ。
その上自分の命より大事な子供の命、健康、精神さえ　脅かし　奪われることになるかもしれません。
親は放射能がなくても　赤ちゃんにはなるべく無添加のものを　ほ乳瓶は滅菌して　清潔に　など、大事に大事に育てます。親なら当然です。
なのに普通に放射能を浴びさせられています。
逃げなくては成らない状況なのに、良くない可能性があるのに国も県も市も逃げなくて大丈夫だけど気を付けて生活しろと言います。おかしすぎます。

ただちに健康に影響がない、とか、メルトダウンしていないとか、ウソをつき隠し事をしたことで、福島の子どもたちが避けられた被曝をしました。情報のない人たちは、今も被曝し続けていて、これは取り返しがつかないです。

「いくら倹約しても二重生活は、常に赤字」

娘二人が大学と高校に推薦進学したばかりで、行政からの避難指示が出ないから、被ばくの危険があっても通わなくちゃならない。私は職を失っており、震災直前からの親の不幸も重なり東京に避難場所を確保。妻は看護師であり子供の生活費のため地元でやはり被曝覚悟で仕事をしています。いくら倹約しても二重生活は、常に赤字で、私が身体障害者であることも原因で、何社も応募していますが、未だ仕事に就けません。既に都から生活費を借りてしまっており、これ以上自力で工面するのが困難です。事故後に何もしなかった元社長に退職金出すなら、自主避難を余儀なくされている家庭にもお金をください。義援金も、一時仮払いも、被災支援品も何もない状態で4ヶ月。東電に家宅捜索に入らないなら許しません。何もかも。

「年間 15msv になると言われている地域で小学校1年生の息子がおり、さいたまに避難を決めました。」

福島に住宅ローンや夫がいるので、二重生活では破産してしまいます。2学期からの避難後、転校で不安な子供を置いて働かなくてはいけないと思っています。5人家族で夫、小学生の子供2人と半身不随の姑がいます。今回子供を守るため、3人で避難することにしました。そうなるとわがやの収入は夫の給料のみ。しかし、出費を考えると、二重の生活費・避難先と福島の交通費（毎月1回）・姑のヘルパーと宅配のご飯代・夫の外食代。これが増えます。それでなくても、汚染され価値のない土地になったにもかかわらず国の過小評価によって避難地域になってないことから払わなくてはいけない固定資産税や住宅ローン。子供の教育費。どう考えても生活は成り立ちません。私も今ストレスでパンクしそうなので、夫のいない生活、一人で子供を支えれるのか、転校の上、新しい土地での仕事と家事育児で子供に当り散らし、子供の傷を大きくしてしまうのか・・・。解決してくれるのはやっぱり生活補償金だし、私の子供はもらうだけの内部・外部被ばくをしています。

屋外ベンチの下の線量が 6.12μSv/h の場所では子供を外に出せないし、そんな場所に住んで居られない。

毎時 0.5 マイクロシーベルト以上の場所に勤務し、子供三人と暮らす母子家庭の母親です。母子家庭でお金に余裕がありません。移動するお金、新たな地に部屋を借りるお金がありません。幼児含む三人の子供を連れて食べさせられる物がありません。仕事を見つけるまで、家賃を2ヶ月くらい援助して下されば新たな土地で保育園を探しハローワークで仕事を探し、動き出せると思います。しかし無いのなら自分で借金してでもしなくてはなりません。絶対に補償してもらいたいと思います。私は原発事故が無ければ、仕事仲間に恵まれ、子育て環境も整い、この場所に一生住み続けるつもりでした。しかしホットスポットとなり、屋外ベンチの下の線量が 6.12μSv/h の場所では子供を外に出せないし、そんな場所に住んで居られない。ひどい苦痛を受けて引っ越しを余儀なくされ、掛かった分の補償はもちろん、苦痛を受けた分まで補償して欲しい。

子供を安全に育てられる環境ではないと判断し避難させることにした。

妻と長男（4 か月の乳児）のみ妻の実家である青森県青森市へ避難させている。郡山市は線量が高く（1 から 2 マイクロシーベルト毎時）、子供を安全に育てられる環境ではないと判断し避難させることにした。自分はなかなか避難できない状況である。その理由として、避難先での就職先がなかなかみつからない、両親の理解が得られないということがあげられる。避難先での再就職が困難であるため、引越費用と、当面の生活費を補償してほしい。私は、今回の原

発事故で、生まれたばかりの長男とはなれて暮らしております。生まれたばかりの子に関わってあげるということができない、これは親としてとても悲しいこと。

動くに動けず、今でも悩み苦しみぬきながら暮らしている友人・知人は沢山います。

11 歳と、2 歳の子供がいます。郡山の自宅周辺は現在でも外で 1.3、屋内でも 0.7 程度の線量があります。健康被害が心配で、窓も開けられず外遊びもさせられないような状態で暮らしてなんていけるわけがありません。
3 月 12 日、福島原発 1 号機が爆発した時点でまずは軽井沢へ避難。3 号機も爆発した際には軽井沢でも危険と思い、15 日に滋賀県の父方の実家へ移動。その後父親は郡山にある会社からの出社命令で戻らざるを得なくなり、子供と母親、犬は 3 月 28 日から東京の母方の実家へ移動し、小学 6 年生の長女もすぐに転校させました。主人と母子の 2 重にかかる生活費、母親の失業、父親が週末ごとに東京へ帰って来るなどの移動費、線量計の購入費、自宅の除染費用やあっちこっちへの引越し費用、などなど。福島市や郡山市といった線量の高い地区を保障の範囲にしないのは、人口が多すぎて補償がしきれないという意図が見え見えです。チェルノブイリでの強制移住地区以上の線量の地域で、普通に暮らせ、自分で判断しろというのは非人道的と言うほか何ものでもありません。動くに動けず、今でも悩み苦しみぬきながら暮らしている友人・知人は沢山います。うちでは迷わず避難の道を選びその選択は正しかったと確信してはいますが、もちろん失ったものはとても大きいです。避難する・しないの選択が個人に任され、尋常ではない放射線量が計測されているにもかかわらず東電から何の謝罪も補償もないのはどう考えてもおかしすぎます。残った人も避難した人も、きちんと保障されるべきです。

あのような状況下、原発から50km圏内の者でも避難するのはごく当然です。

3月15日、高濃度放射線量でヨウ素剤が配布され，屋内退避するように広報車が伝えていた。店は閉まり、人も車もほとんど見えなくなり、隣近所の人が次々と自主避難され、不安と恐怖を感じました。高速バスが運行開始翌日の3月19日広島県尾道市へ避難しました。あのような状況下、原発から50km圏内の者でも避難するのはごく当然です。
避難に要した直接の費用　交通費、住居費などは補償するべきと思います。

「ローンを抱えていますので、今住んでいるところと二重に家賃をはらわなければなりません。」

原発が爆発したときの恐怖心は言葉ではいい表ません。子供たちの将来を考えると、少しでも不安を取り除いてやらないと思います。いわき市にローンを抱えた自宅があるにも関わらず、原発の対応が出来てない日本の曖昧さに信用できず避難しました。主人が単身赴任をしているため神奈川県に避難しましたが、いわき市に残してきた家の管理に加え住んでない家のローンを払う・・決断したとはいえ厳しい現状です。ローンを抱えてるということ。今住んでるところと二重に家賃をはらわなければなりません。六畳二間に家族四人ですんでますが、せめて、公営住宅とかで小さくて良いので三間あるようなところを優先で入れればありがたいです。いわき市の多くの人は、今後の風向き次第では放射線量が増えるのではないかと心配しています。一番最初、屋内退避になったときも、県外に出た人もいて、仕事なども休みました。私もそうです。それらの賠償もありません。

予想外の出費に頭を悩ませています。物件の下見、荷物の運搬、引越の初期費用など、本来なら全く不要のものです。

「福島市などは放射線量が高く、私の住んでいる地区は、とりわけ線量が高い地区の一つです。

（大体、2～4マイクロシーベルト/時。場所によっては、5マイクロシーベルト/時以上）」

しかし、私は身体に障害があり、職に就くことができません。家族は、仕事があるので、避難できません。
避難したくても、経済的な不安があるので、避難できない状況です。東京に自主避難をしてた期間の宿泊代が、かなりの金額になりました。また、避難地域の人の医療費は免除されていますが、私のような自主避難の場合は、医療費は免除されませんでした。自主避難に要する費用を補償してもらえる制度を、早急に創っていただきたいです。

放射能数値は高いのに避難区域外,福島市の母親です。5 歳の子供と 3 月 19 日に関西に避難しました。母子避難なので二重生活で大変です。こちらまでの新幹線代等交通費や今までとこれからの生活費,家賃,福島の幼稚園に行けないのに払っていた保育料金,等。。原発で放射能漏れさえなければ避難し貯金を切り崩す事は無く,普通の平凡な生活が送れていたのですから。福島の人は運が悪かったから,では許されません。

当初、合理的な根拠ない避難区域を指定し、それ以外の人に関しては知らないってのは酷い。
原発事故によるあの恐怖は近くに住んでいるものにしか分からない。
自主避難＝自己責任扱いはやめてほしい。

自宅のある福島市東浜町は年間 10 ミリを超える恐れがある市内 6 地点に指定され、モニタリング中。空間 1mで 2.31 マイクロあり、数値が下がらなくなった。2 才と 5 歳の子がいるため米沢市へ避難を決めました。仕事をもつお母さんや小学生の子供をもつお母さんは、国から「避難してもいい」と提示されないと会社からの待遇を受けられないし転校させる勇気がもてない。

他人が起こした事故のために、個人が自己負担で安全を求めて避難しなければならないことにどうしようもない憤りと悲しみを感じる。普通の生活がしたい！！！

「原発事故があったときは妊娠6が月。」

子供の健康への影響を考えると郡山市であっても危険と思い、精神的にも追い込まれて、おなかが張るようになりました。3月15日に栃木県足利市に避難しました。夫は仕事があるため、まだ郡山で生活しています。一時切迫早産となったものの今は安定しています。
原発事故当時は福島県内にいたため、被ばくが心配です。ホールボディーカウンターの検査や母乳検査を受けさせてほしい。それでなくとも切迫早産になり、精神的にも負担となりました。夫は毎週栃木県に来るので交通費がかかります。線量計、除洗のための高圧洗浄機、安全な水、食料を購入するための費用がかさみました。

「なぜこの場所が避難区域外なのかが疑問」

現在居住している所は飯館村より国道 115 号より北に位置し伊達市の隣りの相馬市玉野地区になります。3 月 17 日北里大学の先生が牧草地の検査結果セシウム134　137合わせまして約700000ベクレルを表示しました。以後線量は落ち着きましたが、土壌、場所によってはとても良い環境とは言えません。なぜこの場所が避難区域外なのかが疑問です。よって放射線の影響、立地条件からも避難せざるをえません。
相馬市に支援、回答を求めても飯館村に比べれば線量が低いの回答。市長の説明ではこのぐらいの線量では害はない。県に連絡をしても国の指針に従うとのこと。これでは避難しても経済的負担が増えるばかり。

「子供たちへの影響が未知数なため、自主避難を決意。」

すぐ近所が薫小学校(校庭が 5 マイクロシーベルト/h)と酒蓋公園(3.8 マイクロシーベルト/h 以上)で、放射線による子供たちへの影響が未知数なため、自主避難を決意。

「誰も将来の予測がしえない現在の状況下においては、避難区域であるかどうかではなく、私たちは最悪の事態を想定します。」

避難区域かどうかにかかわらず、3.11 以降、多大な精神的苦痛を抱えています。それは近県の人々も同様。外部被曝だけでなく今後の内部被曝を考えても「ただちに健康を害するものではない」と住民を安心させようとしてきた行為は

誤り。誰も将来の予測がしえない現在の状況下においては、避難区域であるかどうかではなく、県民全体に対して国が「じょじょに健康を害する」とハッキリ言うべき。だから私たちは最悪の事態を想定して、自主避難しています。

お盆や夏休み、週末など、子どもたちを線量の低いところに移動するための費用、場所が必要。内部被爆をさけるために、遠方の野菜をとりよせているため、家計が厳しい状態にある。三春町に住んでいますが、そこまで線量が高くない（0．５μsv)ということで、補償をうける確率が低い。

「現在も法律で決まっている放射性管理区域の上限さえ大幅に超える汚染」

1 歳の子どもがおり、3 月 16 日に妻子だけ山形から空路、大阪に避難。福島市を後にした 15 日夕に 24μSV まで上昇したと知って愕然とした。現在も法律で決まっている放射性管理区域の上限さえ大幅に超える汚染がある。私は妻子を脱出させた後、3 月 17 日に福島市に戻った。診療所勤務という地域のインフラを担っており、危険性は当初から認識していたが、職責上、職員や患者さんがいるのに自分だけ避難するわけにはいかないのが現状。

「無念は筆舌に尽くし難い」

放射能汚染で生じた家族離散で、失われた団らんの時間は取り戻せない。1 歳から 2 歳になるというかけがえのない子どもの成長を見守れず、無念は筆舌に尽くし難い。 審査会の皆様には是非住民の視点で御配慮頂きたい。

寝室の線量が 1.2uSv/h と変化しない。庭が 3.6uSv/h　5月の GW に福岡県の妻の実家へ避難を行った。私自身、仕事の都合で郡山市に残っている。

「このままでは借金をしなければいけないかもしれませんが、娘を守るためと県外に避難を決めました。」

主人が福島に残り私と娘が避難します。二重生活は経済的に苦しく大変です。福島も景気が悪く主人の収入が減っているのにさらに世帯が別れて生活はとにかく経済的に苦しいのです。新しい学校では体操着や学用品を新たに購入しなければなりません。

私たちは仕事をし納税をし、地域のためにできることをしてきました。それが原発事故のせいで窓は開かれれない　外で遊べない　あれもこれも我慢しろと言われるのに税金等は払えとはあまりにひどいです。放射能が安全だとしても子供たちにとって健康に健やかに暮らせる場所なのでしょうか？

「子どもに対して親として放射線を浴びさせてしまっている罪悪感に苦しんでおり、生き地獄のような毎日で死んでしまいたい気持ちになる。」

避難指示がでないため、子どもの学校も続いている。周りの子どもが避難していない（出来ない）状況の中、子どもも自分一人だけ避難できないと思っている。また、現実問題として、私の会社は原発事故による業績不振で、解雇され現在失業中で経済的に避難する余裕がなく、避難命令が出ないと各種保障も受けることが出来ないので、経済的にも避難できない。

避難してきたから万事解決、とはいかない。いつまで今の状況が続くのか分からず、精神的に不安定な日々を送っている。子どもの情緒不安定などは、補償でまかなえるものではない。

表土除去を行ったのは、福島市に置いては学校、保育園のみです。そこらじゅうがなにも除去しないままに放置されております。子供は外に出て遊ぶのが普通です。食品に関しても、生活に関しても、放射線量は一つ一つバラバラに測

って(このくらいならすぐに身体に影響はないと思われる)といいます。山口県に自主避難いたします。(子供が自閉症のため、夏休み期間のみの予定)。

「現在経済的にぎりぎりの状態で生活しています。避難にかかる費用の捻出が困難です。」

私の居住地の数値は 2 マイクロシーベルト前後あります。子供の高校も高い数値のままです。私は母子家庭です。現在経済的にぎりぎりの状態で生活しています。避難にかかる費用の捻出が困難です。「ある日突然原発事故が起き、福島人は皆無期懲役刑になったようだ」と誰かが言っていました。本当にそんな気分です。事故直後の情報を隠蔽され、自分の身を守る機会を失ったまま不安な日々を送っています。助けて下さい。救って下さい。

避難区域外で保証もないので、仕事があり生活のため避難はできない。汚染に合わせた避難指示が出ていないので被ばくを減らすことにはなっていない。

避難区域外である郡山在住。しかし、かなり高い線量が測定されている。高校生の娘の年間積算線量を考えると、一時避難したいと考える。避難区域外であることで、何の補償もないので、避難したくてもできない。

「原発事故後、生活が一変してしまった。」

私は福島生まれの福島育ち。福島が大好きです。子供も自分が通った小学校に入れたかった。ずっと福島で暮らしたかった。ですが、国は年間 20 ミリシーベルトまで福島人を被曝させようとしています。除洗をしてくれるわけでもないし、自治体や市や県任せ。すべての対応の遅さ。この先子供ががんになったり白血病になったりしたら生きていけません。

福島県内、特に中通りには放射性物質が大量に降り注ぎました。子供たちの現状を知りながら見てみぬ振りをするのは許せません。集団疎開を一番望みますが、それが出来ないのであれば自主避難を希望する人に権利を与えてください。

郡山市在住ですが市内の至る所で放射線量が高いところがあり、根拠のない安心安全などは信用できない。被曝によるリスクを少なくするには、妻と子供たち(9 歳と 5 歳)だけでも避難を検討し、山形に足を運び、申請中です。原発事故が無ければ、こんな精神的苦痛や妻が会社を辞めることも、子供たちの将来が、放射線外部被曝、内部被曝による健康や命を脅かされることも無かったはず、原発事故後、生活が一変してしまった。

「息子の事を思うと、家族が離れ離れになっても金銭的に負担でも守りたいと思います」

3 月 15 日より現在(7/10)まで避難中です。3 月頃、まだ 3 ヶ月の息子がいたためです。避難せざるを得ないのは福島県福島市の実家、福島県郡山市の自宅ともに放射線量が今なお高いためです。これからがある息子の事を思うと、家族が離れ離れになっても金銭的に負担でも守りたいと思います。

低線量について、過去の例がないのでわからないとしながら、基準値を引き上げ、避難させない状況を作り、だからといって何の支援も保障も行っていないので、自分の身は自分で守るしかないと思っている。

「自分だけ避難する事への罪悪感と家族への心配が生じ、生きた心地がしない」

避難したくても原発事故のために失業した家族は、経済的に苦しいので避難できずにいる。健康を守るため避難は必要だと考える人は多いが現実問題として経済的な理由は大きい。家族が皆避難できないと、自分だけ避難する事への罪悪感と家族への心配が生じ、生きた心地がしない。

「避難区域外であっても、国民としての健康で、幸福に生きる権利を行使するためにも、避難せざるを得ない状況がある。」

「補償があれば選択肢はかなり増えます」
郡山市在住です。市内の除染及び空気中の線量に大きな変化は見られず、将来子どもの健康被害が心配です。私自身仕事をしている事もあり、遠方へ行く事は困難。その為、考えられるのは猪苗代地区への転居・・・しかし、既に安価な賃貸はなく先が見えません。補償があれば選択肢はかなり増えます。元通りの綺麗な市・町に出来ないのであれば、この地を離れる費用の負担は当然ではないでしょうか？澄んだ空気を返して貰えないなら、代わりに健康を維持できる費用が欲しいです。

「子どもが自分の生活圏内でいったいどれだけ被爆するのか、全く分らない状態。」
校庭だけの問題ではなく、通学路の汚染度、植込み、側溝、交流のある友人宅の状態など、子どもの周辺環境はほとんど計測されずに放置されたまま。何がどれだけあるか誰も把握していない。
県内産の食糧しか手に入らない。暫定基準値なんて全く信用できない。
自宅室内の数値は徐々に上がってきている。夏になって、窓を閉めたままは不可能。

近隣県にも放射能は飛んでいる。補償、避難等は福島県限定では無く、近隣県にも配慮が必要だと思う。

「子供の将来にもしもの事があったら悔やんでも悔やみきれない。」

「放射能まみれになる為に、この地に家を建てたわけではない」
子供が二人おり、原発爆発時０才と８才である。本当の事を言わない・責任をもった対応をしない・隠蔽体質の国・東電を信用できない。先が見えない。希望もない。子供の将来にもしもの事があったら悔やんでも悔やみきれない。大体、０才だったこどもが、このままこの場で生きていて良いわけがない。この放射能まみれの家・土地に住み続けて窓も開けず極力屋内に居る状態で生き地獄だ。
子供も外で遊べない。下の子も外に出せない。
年金・自動車税・固定資産税・所得税など税金ばっかり払え払えと来るが、補償は一切来ない。
住宅ローンが心配だ。
避難先での生活と合わせれば、かなりの負担になる。まだ建てて３年ほどしか住んでいないのに
放射能まみれになる為に、この地に家を建てたわけではないのである。東電に土地・建物を買い取ってもらい、新たにスタートを切りたい。

「私たちには、被曝を受けない権利があります。」
子どもをこれからもとうかとする夫婦なので、話合い、避難しました。長期的な放射能汚染を懸念しての判断であります。

被ばくを最小限にできるような対策を国や県、市が率先して行っているのなら工夫して生活できるかもしれないが、現状はちがいますよね。子どもを守るために少しでも遠くへ避難したい。

基準にしたのは、チェルノブイリで起きた被害地の当時の放射線量や避難地域の土地の Bq/m2 の値でした。過去のドキュメンタリーや blog からどういった規模の汚染地域ではどういった健康被害が起きているかを調べて、都内の線量や北関東の線量でも十分に危険な地帯の数値であることがわか

りました。
私たちには、被曝を受けない権利があります。

自分で測定した結果、庭で 3 マイクロシーベルト、家の中で 1 マイクロシーベルト、外は地上 10cm で最大 25 マイクロシーベルト。測定時点では震災から 2 ヶ月近く経っており急激な放射線の減少も望めず、子供はここでは住めないと判断しました。

「子供達を疎開させて下さい。」

福島県郡山市に住む中学二年生の娘を持つ母親です。ガイガーカウンターで計測して廻った結果、義務教育を受ける安全な土地では無い！と強く思っています。給食を食べさせられません。教室内は蒸し風呂状態。子供達は既に体力、気力共に限界を超えています。子供達を疎開させて下さい。

（編集：福島老朽原発を考える会、国際環境 NGO FoE Japan）

資料５：原子力損害賠償紛争審査会宛公開レター

2011 年 9 月 26 日

原子力損害賠償紛争審査会
委員各位

線量が高い地域から「自主」避難をせざるをえなかった人々の声をきいてください
被害を小さくみせかけないでください

私たちは、福島の子どもたちを守るために活動を続けている市民団体です。9 月 21 日の審査会での議論を傍聴し、このままでは、4 月 22 日以降、放射線量が高い地域の方々が自らの判断で避難した場合、政府が極めて一方的に定めた「避難区域」の外であるというだけで賠償の対象とならないのではないかと、危惧と焦りを感じています。

私たちは活動を通じて、放射線量が高い地域の方々の声に接してきました。避難区域外であるというだけで半年以上も賠償の対象にならず、子どもを守るために借金覚悟で自主避難を決断する方も、母子だけで避難した方も、あるいは経済的な問題から、不安と罪悪感にさいなまれながら、とどまらざるを得ない方も多くいらっしゃいます。行政は住民を駆り出して除染を行っていますが、除染の効果はせいぜい１～２割で、除染しても雨が降ればまわりの山林から放射性物質が流れ込み、もとの黙阿弥という場所も少なくありません。自主避難した方も、経済的に苦しんでいらっしゃる方々もいます。

たとえば福島市の大波地区。住民は線量の計測を自主的に行い、事故直後から線量が高いことを危惧していました。国の測定でも比較的高い線量が観測されていましたが特に動きはありませんでした。福島市が 6 月 17 日と 20 日に行った計測では、地区内の２箇所で３マイクロシーベルト／時を超えました。国が７月に実施した自動車サーベイで、3.1 マイクロシーベルト／時以上を計測した場所が多かったのにもかかわらず、その後実施した詳細調査で 3.1 マイクロシーベルト／時を超えた場所がないことを理由に、国や市は同地区を避難勧奨地点には指定しませんでした。説明会が開かれたのは９月３日で、事故から半年近くたっていました。3.1 マイクロシーベルトは放射線管理区域基準（0.6 マイクロシーベルト／時相当）の５倍以上の線量です。
伊達市や南相馬市では、子どもや妊婦への基準が設けられたのですが、福島市・大波地区では、子ども・妊婦を問わず同じ基準が適用されました。
9 月 3 日開催された説明会で、福島市は「経済がダメになるから避難ではなく、除染を選択する」と大波地区の住民に説明しています。しかし、福島市の調査によれば、除染による効果は１ｍ高で 6.7%、50cm 高で 11.8%にとどまっています。しかも周囲を山に囲まれており、雨のたびに山から放射能を含む土が流れ込む位置にあります。
大波地区の住民は、高い線量が観測されていながら半年近くも放置され、あげく「避難より除染を選択する」との姿勢により、子ども基準も設けられずに避難勧奨の指定から外され、なかなか効果が上がらない除染に駆り出され、被ばくを強いられるという状況に置かれています。

どうか想像してみて下さい。

一般人の立ち入りが禁止され、厳重に管理されている放射線管理区域（0.6 マイクロシーベ

ルト／時に相当）以上の環境が広がっている中、そこで自分たちの子どもを遊ばせ、学ばせ、そこでずっと生活させることに不安を感じることは無理からぬことではないでしょうか。これから子どもを産み、育てる女性が、そんな場所で出産を決断するでしょうか。
ましてや、現在、食品の暫定基準値がきわめて高く設定され、福島県下の学校で県産材がむしろ積極的に利用されてきた中、福島の子どもたちは、食品を通じた内部被ばくの危機にさらされているのです。

そうした地域から避難し、被ばくを可能な限り避けることは「合理的」ではないのでしょうか。

9 月 3 日開催された大波地区における説明会で、住民は以下のように反発しています。

- 「畑は４μを越える、畑で長い時間を過ごす人が多い。なぜ生活の場である畑を測らないのか？」
- 「線量が下がってから測っている。指定されないのは納得できない」
- 「法令で定められた年 1 ミリをもとに避難基準を設定すべきではないか」
- 「子どもたちは既に内部被ばくをしている。すぐに避難させて欲しい」
- 「すべての子どもたちの避難に補償を出して欲しい」
- 「山や畑の除染は不可能ではないか？」
- 「除染でさらに被ばくさせられるのは納得できない」

さらに、最後に「万が一、将来ガンになったときに、東電は補償してくれるのか？」という住民の問いかけに対して、居合わせた東京電力は、以下のように回答しました。

東電：因果関係が証明できない場合は、補償しない。

言うまでもなく、放射能の影響によってガンの発症率が統計学的に有意に高まったことが疫学調査により証明できたとしても、ある個人のガンの原因が、放射能の影響なのか、他の理由によるものなのかを区別することは不可能です。東電の回答は、すなわち補償しない、ということを明確に言い切ったこととなります。

このような状況に置かれた住民が、自らの身を守るために、避難を選択することは、合理的と言えるのではないでしょうか？

国が設定した避難基準（年 20 ミリシーベルト）は、現在までの日本の法令や国際的な常識に比してもあまりに高い基準です（注）。現在までの日本の法令は社会的な合意のもとに制定されてきたはずであり、この 20 倍もの被ばくから住民が回避しようと行動することは、合理的と言えるのではないいでしょうか？

原子力安全委員会は、「現存被ばく状況にある（すなわち残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能である。）ことについての判断の「めやす」を設定するに当たっては、予想される全被ばく経路（地表面沈着からの外部被ばく、再浮遊物質の吸入摂取による内部被ばく、飲食物等の経口摂取による内部被ばく等）からの被ばくを総合的に考慮しなければならない。この「めやす」の設定においては、空間線量率(μSv/h)、土壌の放射能濃度や表面沈着濃度(Bq/kg、Bq/m2)を使用することも考えられる。」（平成 23 年 7 月 19 日「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」）としています

が、線量の基準には、内部被ばくや土壌汚染についての考慮は一切ありません。

また ICRP の勧告に従えば、現存被ばく状況に適用されるバンドの 1～20mSv/年の下方の線量を選定することになります。これは 20 ミリならばよいという意味ではなく、原子力安全委員会によっても、20 ミリシーベルトは安全基準ではなく、これを安全だと認めた国側専門家は誰もいません。ICRP は、長期的には、年間 1mSv を目標とするとし、そのためにあらゆる措置をとることを求めていますが、福島市や郡山市を含む現存被ばく状況にあるとされる地域において、住民は半年以上も放置され、自主避難を余儀なくされているのです。

線量の高い地域に暮らす住民が、経済的な事情が理由で避難を妨げられてはなりません。こうしている間にも、住民たちは被ばくを重ねているのです。これは人道上の罪です。

さらに「自主」避難した方々は、原発事故さえなければ、そのような避難をする必要はなかった点にもご留意ください。これは、原発事故が故の厳然たる被害なのです。

どうぞ以上の事情をご勘案の上、自主避難の賠償を幅広くお認めくださるようお願いいたします。

国際環境 NGO FoE Japan（フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパン）
福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

資料６

2011 年 12 月 6 日

声明：自主的避難者に正当で幅広い賠償を！

避難費用や収入減少分、精神的損害をカバーできる賠償とすべき
東電は、個別請求に応じ、完全に賠償すべき

12 月 6 日の原子力損害賠償紛争審査会において、自主的避難者等に対する賠償方針が決定し、賠償の地理的範囲は、県北・県中・いわき・相双内の市町村とし、賠償期間は、子ども妊婦を除いて原発事故の発生当初、子どもや妊婦までは今年 12 月末までを対象に、自主避難者やとどまった人に対する賠償額は子どもや妊婦で一人 40 万円、その他の人で 8 万円とされました。

私たちは、避難区域外からの、放射線被ばくへの不安や恐怖による避難の合理性を認め、避難者と残留者への賠償を認めたという点では今回の審査会の方針を評価しますが、自主的避難に対しては、あくまで損害実費および精神的損害が賠償されるべきであると考えています。また、下記の点で問題であると考えています。

- 自主避難者の中には、引っ越し費用、二重生活に伴う生活費の増大、交通費などにより、多大な経済的負担を負った方々もいます。また、仕事をやめざるをえなかった方、不動産価値の損失により損害を得た方もいらっしゃいます。これらの避難費用や収入の減少や喪失、財産の減少などが今回の「一括」の賠償を超過した場合、個別請求によりカバーできるように明記すべきです。避難者の賠償項目は、避難区域内からの避難者と同様とすべきです。

- 賠償が支払われる期間があまりに短すぎます。国や自治体の除染計画はおおむね２年間で立案されていますが、除染に２年かかる、すなわちそれまでには線量が十分さがらないということを考えれば、賠償を認める期間は最低でも２年とし、それ以降も検討できるようにすべきです。

- 賠償対象の地理的範囲が、県北・県中・いわき、相双となっていますが、この外側にも空間線量が高い地域が存在します。特に、宮城県丸森町は、線量が高い地域です。基本的には、日本の既存の法令での公衆被ばく限度などを参照しつつ、自主的避難に対して幅広く賠償を認めていくべきです。

- 子ども・妊婦以外の住民に対して、「原発事故の発生当初」しか賠償が認められないことは不合理です。子ども・妊婦への配慮は、賠償の範囲を狭めるために行うのではなく、基本的な賠償範囲に追加する際に検討されるべきです。

今回の中間指針追補においては、個別具体的な事情に応じて、賠償額が算定される場合が認めうるとしています。

私たちは、東京電力に対して、自主的避難者や残留者の方々の、避難費用や除染、収入や財産の減少に関する個別の請求に基づき、審査会の指針を超える部分に対しても、責任をもって迅速に賠償をしていくことを求めます。

問い合わせ先：
国際環境 NGO FoE Japan　満田夏花／090-6142-1807
福島老朽原発を考える会　阪上武／090-8116-7155

資料７

2011 年 9 月 20 日

福島市渡利地区における空間線量調査結果（概要）

福島老朽原発を考える会　（フクロウの会）
国際環境 NGO　FoE　Japan　（エフ・オー・イー・ジャパン）

現在、特定避難勧奨地点の検討が進められている渡利では、８月下旬、原子力災害現地対策本部および福島県による詳細調査が実施されました。しかし、詳細調査が実施されたのは 6,700 世帯中、1,000 世帯余りにすぎませんでした。このままでは、特定避難勧奨地点の指定からもれた地域の住民が、避難にあたっての賠償を受け取れない等の弊害が生じるおそれがあることから、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）、FoE Japan（エフ・オー・イー・ジャパン）は、神戸大学の山内知也教授（放射線エネルギー応用科学）に依頼し、9 月 14 日に渡利地区の放射能汚染調査を実施しました。

調査の結果、以下のことが明らかになりました。

・ 学童保育教室前で、たくさんの子どもたちが遊び場として利用している八幡神社の敷地において、50cm 線量で 2.7μSv/h を記録した。また、福島市が、除染モデル事業を実施した渡利小学校通学路に置ける測定では、測定した 10 箇所中、４箇所において、50cm 高 2.0μSv/h を超える地点があった。これは南相馬市の子ども・妊婦の特定避難勧奨地点指定基準（50cm で 2.0μSv/h）を超えている。この周辺は、特定避難勧奨地点指定に際しての国の詳細調査の対象外である。

・ 八幡神社前で 1cm 線量は 10μSv/h を超える地点があった。渡利地区では、このように 1cm 線量が異常に高い値を示す箇所が随所に見られるが、これはこの地区全体の土壌汚染に起因すると思われる。チェルノブイリでは避難区域の設定の指標として土壌汚染の程度が用いられたが、日本では全く考慮されていない。

・ 福島市が、除染モデル事業を実施した渡利小学校通学路に置ける測定では、通学路西側住宅前雨水枡において、1cm の線量で 22.6μSv/h を記録した。雨水枡は除染の対象にはなっていなかった。雨水枡の中は水が張られた状態であり、高い線量は枡の中の土壌ではなく、周辺の土壌に含まれる高い濃度のセシウムによると思われる。単に枡の中の泥すくいを行うだけでは十分な効果は得られず、周辺の土壌除去を含めた根本的な対策が必要と思われる。

・ 除染モデル事業が行われた側溝上でも 1cm の線量で 5.5μSv/h を記録した箇所があった。8 月 24 日に行われた除染作業により、側溝の泥はすくいとられたはずだが、まわりを山林で囲まれた渡利地区の地形的な特徴もあり、側溝には周辺の土壌が常に流れ込んでおり、測定したときも、側溝には泥が溜まっている箇所がいくつかみられた。このような環境では、側溝の泥すくいを行った程度では十分な除染の効果は期待できない。

・ 通学路は子どもたちの生活の場でもある。測定していたときも、先生に引率された数十人の子どもたちが通り過ぎて行ったが、マスクなどの防護措置はなく、危険箇所についての注意もなかった。

・ 薬師町の用水路は、国が詳細調査を行った区域境界のすぐ北側にあり、この水路周辺の世帯は詳細調査の対象から外れている。水路は普段は水が流れず、乾いているが、雨が降ると流れ、測定の 3 日前にあった短時間の豪雨では、一時水が溢れた。線量が非常に高い（1m で 3.87μSv/h、50cm で 5.30μSv/h，1cm で 9.80μSv/h など）箇所があるが、立ち入り禁止の措置は取られていなかった。子どもたちが乾いた水路の中に入って遊んでいることもあるという。

・ 用水路脇の家の庭の奥では、50cm で 4.8μSv/h、1m で 2.7μSv/h を記録した。これは南相馬市の子ども・妊婦の特定避難勧奨地点指定基準（50cm で 2.0μSv/h）や、伊達市の子ども・妊婦の指定基準（1m で 2.7μSv/h）を超えている。

・ 薬師町の渡利中学校西側の家の庭先で、50cm で 2.02μSv/h を記録した。これは南相馬市の子ども・妊婦の特定避難勧奨地点の指定基準（50cm で 2.0μSv/h）を超えている。

・ 学童保育教室及び郊外の住宅では、家の中の線量も測定した。どちらも家の中の屋根に近い箇所で線量が高く、屋根そのものの線量も高かった。いずれも高圧洗浄機による除染作業が行われたが、屋根の材料に入り込んだセシウムが取れずに残っているためと思われる。

・ 郊外の住宅近くの駐車場では、1m 高 3.0μSv/h、50cm 高 3.8μSv/h を記録した。特定避難勧奨地点の指定基準に相当する線量である。

以上を踏まえ、私たちは以下のことを国、福島市、福島県に求めていきます。

1．調査により、国が特定避難勧奨地点の検討に際して行った詳細調査を行っていない箇所において、高い線量が観測されたことから、国は、渡利地区全域を対象として、さらに詳細な調査を行うこと

2．除染モデル事業の効果は限定的であった。周囲を山林で囲まれた地形の特性から、雨により放射能が拡散する効果は期待できず、逆に周囲の山林から、常に放射能を含む土壌が供給される。豪雨により線量が下がるのではなく、逆に上がるという環境では、側溝の泥すくいといった除染は一時しのぎに過ぎない。除染作業は短期に効果がでるものではない。以上から、十分な効果がでるまで、子どもたちを優先して避難させること

3．屋根にこびりついた放射能の影響により、室内の線量が高い場合もある。室内もきちんと測り、現実に即した線量計算を行うこと

4．今回の測定でも、家の庭先などで、伊達市や南相馬市で設定された、子ども・妊婦の避難勧奨基準を超えるケースがみられた。これらについて、直ちに、子ども・妊婦基準を決めた上で、避難勧奨の指定を行うこと

5．渡利地区では、1cm 線量が異常に高い値を示す箇所が随所に見られた。これはこの地区全体の土壌汚染に起因すると思われる。チェルノブイリの経験も踏まえ、避難勧奨の指定に際しては、1cm 線量や土壌汚染についても基準に加えること

6．周囲の山林の汚染土壌が雨のたびに流れ込むというこの地域の特性を考慮し、渡利地区全体を一括して特定避難勧奨「地区」として指定すること

7．最後に、現在の特定避難勧奨地点設定の基準（年間 20 ミリシーベルト）は、日本の既存の法令と比較して（注）、あまりに高すぎる基準であるためこれを見直し、住民が避難にあたって賠償や行政サポートを受けられる地域を幅広く設けること

注）たとえば、放射線管理区域の基準（年間 5.2 ミリシーベルトに相当）の 4 倍近く、公衆の被ばく限度（年間 1 ミリシーベルト）の 20 倍。

資料８

2011 年 10 月 5 日

福島市渡利地区における土壌中の放射能調査（概要）

福島老朽原発を考える会
国際環境 NGO FoE Japan

１．背景

福島市渡利では、福島市が実施した調査により、高い線量が面的な広がりを持って存在することが明らかだったのにもかかわらず、説明会も開催されないまま、何か月も放置されてきました。

８月下旬、渡利の一部の地域において、原子力災害現地対策本部および福島県による詳細調査が実施されましたが、詳細調査が実施されたのは一部の地域にすぎませんでした。
また、詳細調査は、空間線量の測定にとどまり、深刻な土壌汚染の状況が、特定避難勧奨地点の検討には考慮されていませんでした。
このままでは、特定避難勧奨地点の指定からもれた地域の住民が、避難にあたっての賠償を受け取れない等の弊害が生じます。

このため、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）、FoE Japan（フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパン）は、神戸大学の山内知也教授（放射線エネルギー応用科学）に依頼し、9 月 14 日に渡利地区の放射能汚染調査を実施しました。なお、空間線量の測定結果については、両団体から 9 月 20 日付で公表した結果概要をご覧ください。

２．結果概要

・渡利・小倉寺の５ヶ所で採取された土壌のセシウムの放射能濃度を平方メートル当たりに換算したところ、換算係数を控えめに 20 とした場合でも、５ヶ所中４ヶ所において、チェルノブイリの特別規制ゾーンに相当し、残り１ヶ所も移住の義務ゾーンに相当するという驚くべき調査結果となりました。

	Bq/kg （測定値）	kBq/m^2 （換算係数 20）	チェルノブイリの避難ゾーンとの比較
小倉寺稲荷山	239,700	4,794	特別規制ゾーン（1,480kBq/m^2 以上）
八幡神社	157,274	3,145	特別規制ゾーン（1,480kBq/m^2 以上）
渡利小学校通学路雨水枡	98,304	1,966	特別規制ゾーン（1,480kBq/m^2 以上）
薬師町内の水路	307,565	6,151	特別規制ゾーン（1,480kBq/m^2 以上）
薬師町内民家の庭	38,464	769	移住の義務ゾーン（555kBq/m^2 以上）

・小倉寺では６月の調査と同じ場所の土壌を採取したが、６月よりも放射能濃度が大きく上がっていた。これは、周囲を山林で囲まれた地形の特性から、雨により放射能が拡散する効果は期待できず、逆に周囲の山林から、常に放射能を含む土壌が供給され、それが集積することによるものと思われる。渡利の他の測定点でも、同様にして放射能濃度が高まっていったと考えられる。

・通学路脇の雨水枡周辺、乾いた水路、神社の境内など、子どもたちが通ったり、遊び場にしたりする場所において、チェルノブイリの特別規制ゾーンに相当する土壌汚染が見つかった。

・上記の通学路脇の雨水枡周辺は、福島市が除染モデル事業を行った通学路であり、泥すくいが行われた側溝の反対側であった。

・小倉寺を除く４ヶ所は、国が特定避難勧奨地点の検討に際して詳細調査を行った区域の外であった。

３．要請

以上のことから、私たちは改めて以下のことを国、福島市、福島県に求めていきたい。

1） 子どもたちを取り巻く環境中で高い土壌汚染が見つかった。周囲を山林で囲まれた地形の特性から、放射能が拡散する効果は期待できず、逆に常に放射能を含む土壌が供給されることによって、放射能濃度が上がり続ける環境では、側溝の泥すくいといった除染は一時しのぎに過ぎない。以上から、除染について十分な効果がでるまで、子どもたちを優先して避難させること

2） 渡利地区では、土壌汚染が地区全体に広がっていると思われる。チェルノブイリの経験も踏まえ、避難勧奨の指定に際しては土壌汚染についても基準に加えること

3） 周囲の山林の汚染土壌が雨のたびに流れ込み、汚染のレベルが上がるというこの地域の特性を考慮し、渡利地区全体を一括して特定避難勧奨「地区」として指定すること

4） 最後に、現在の特定避難勧奨地点設定の基準（年間 20 ミリシーベルト）は、日本の既存の法令と比較して（注２）、あまりに高すぎる基準であるためこれを見直し、住民が避難にあたって賠償や行政サポートを受けられる地域を幅広く設けること

注１）チェルノブイリの避難基準（右表）

	土壌汚染 セシウム 137（kBq/m^2）	被ばく量
特別規制ゾーン	1480以上	
移住の義務ゾーン	555以上	5ミリシーベルト以上
移住の権利地域	185～555	1ミリシーベルト以上
徹底的なモニタリングゾーン	37～185	0.5～1ミリシーベルト

出典：Vladimir P. MATSKO and Tetsuji IMANAKA(1997) : Legislation and Research Activity in Belarus about the Radiological Consequences of the Chernobyl Accident: Historical Review and Present Situationおよび2011年8月20日、イリーナ・ラブンスカ／グリーンピース・エクセター研究所主任研究員講演より作成

注２）たとえば、放射線管理区域の基準（年間 5.2 ミリシーベルトに相当）の４倍近く、公衆の被ばく限度（年間１ミリシーベルト）の 20 倍。

資料９：渡利における連続講座案内チラシより

被ばくを回避するためにできること
除染と避難を両立させるために

現在の避難区域設定と原発事故の賠償

現在、下記の４つの避難区域が指定されています。

- 警戒区域：原発から半径 20km 圏内。強制的に避難。
- 計画的避難区域：事故発生から１年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達する区域。
- 緊急時避難準備区域：（9 月上旬には一斉解除予定）
- 特定避難勧奨地点：世帯ごと指定。とどまるか選択することができる。

原子力損害賠償紛争審査会が 8 月 5 日に発表した中間指針では、上記の区域からの避難に関する賠償については、①交通費、宿泊費、生活費の増加分などの避難費用、②精神的損害（事故発生から６カ月は一人当たり月額 10 万円）――などの支払いについて定めています。避難区域外からのいわゆる「自主避難」については、今後、賠償の範囲が議論される予定です。

特定避難勧奨地点とは何か？

特定避難勧奨地点は、現在、南相馬市、伊達市の一部が指定されています。世帯ごとの指定などの問題点はありますが、避難に際して行政の支援が受けられ、東電の賠償を確実に受けとることができるという利点もあります。避難は強制ではなく、残って除染について支援を受けることもできます。福島市でも、渡利、大波、小倉寺、南向台などで、ようやく特定避難勧奨地点指定のための計測が始まりました。しかしこうした地域の線量が高いことは事故後の早い時期からわかっていました。なぜ遅れてしまったのでしょうか。この間にも子どもたちの被ばくは続いています。また、現在の計測は除染作業の直後に行われていますが、場所によって、除染後の効果が一時的なものに終わる恐れがあります。

日本の法令と国際基準に学ぶ

現在、日本では、高線量地域であっても、政府の決めた避難区域の外側となった場合、避難した場合も残った場合も十分な支援や補償が受けられない状況にあります。

今、政府の避難区域の指定基準は、積算線量で「年 20 ミリシーベルト」です。この基準については、計測地点が限定されている、事故直後の放射能雲による被ばくを含む内部被ばくが考慮されていないなどの問題があります。それに加えて、そもそも 20 ミリシーベルトという基準が、法令や国際基準に比べても高すぎるのではという問題があります。

- 法令による公衆の年間の線量限度…年１ミリシーベルト
- 放射線管理区域（18 才未満の労働禁止、一般人の立入禁止、厳格な線量管理）…年 5.2 ミリシーベルト
- 原発労働者のガンや白血病の労災認定…基準：年５ミリシーベルト～、実績：年 5.2 ミリシーベルト～
- ドイツの原発労働者の被ばく限度…年５ミリシーベルト

チェルノブイリ原発の周辺国の避難基準

	土壌汚染	積算線量
移住の義務ゾーン	セシウムによる土壌汚染 555 キロベクレル／平方メートル以上	年 5 ミリシーベルト以上
移住の権利ゾーン（※）	セシウムによる土壌汚染 185～555 キロベクレル／平方メートル	年 1～5 ミリシーベルト

※「移住の権利ゾーン」の住民は、避難するか、とどまるかを選択することができました。避難する住民には、補償、移転先の住居の提供、医療サポート、とどまる住民にも医療サポートが提供されました。

除染と避難の両立を

渡利などでは既に大規模な除染作業が行われましたが、単発の除染では不十分です。汚染物の処理の問題もあり、除染には長期的な取組みが必要です。そして、その間の子どもたちの被ばくを避けるためにも、除染期間中は避難させるなど、除染と避難を両立させた取組みが必要です。

先般、市民団体によって実施された 10 人の子どもたちの尿検査では、避難した子ども全員の尿中のセシウム濃度が低下したという結果がでました。避難していなかった子どものセシウム濃度は、低下していませんでした。。

選択できる地域コミュニティーのために

被ばくを回避するための「選択できる地域コミュニティー」を実現するために…現状の避難区域の周辺に、避難を選択した人にも残る人にも、支援が受けられる「選択的避難区域」を設定する、避難区域外からの「自主」避難者にも、十分な補償を受けられるようにする、特定避難勧奨の「区域」指定を受ける、といったことが求められています。これを実現するために、一緒に勉強し、考えていきましょう。

選択できる地域コミュニティーのための「連続講座」

資料 10：渡利における市民集会案内チラシより

特定避難勧奨地点に関するQ&A

Q1　指定されると避難しなければならないのですか？

A１　避難は強制ではありません。残る選択肢もあります。

Q2　どんなメリットがあるのでしょうか？

A２　東電による賠償が確実に受けられますし、免税措置もあります。賠償には、避難のための費用、事業で損した賠償、資産価値の低下に関する賠償が含まれます。

Q3　不動産価値が下がるのでは？

A３　指定されると、不動産価値の減少分が賠償の対象となるというメリットがあります。

Q4　国の調査に基づいて決められるのでは？

A４　国の詳細調査は下記の問題点がありました。

- 山沿いの一部地域に限定されていた。
- 庭先と玄関先の２箇所を測っただけ。

専門家による調査により、調査地域の外でも、高い空間線量や高濃度の土壌汚染が点在することが明らかになっています。
調査は、渡利地区全域で行い、室内なども測定するべきです。また、土壌汚染についても測定するべきです。

Q5　子どもや妊婦への配慮はあるのですか？

A５　伊達市や南相馬市では、市の要請により、子ども・妊婦のいる世帯について、通常よりも厳しい基準が適用されました。

南相馬市：50cm 高で 2.0μSv/h 以上で指定 伊達市：2.7μSv/h 以上で指定

福島市の場合、除染を優先的に行うとのみされています。

Q6　学校や通学路などは優先して除染を行ったので大丈夫では？

A６　専門家による調査から、モデル除染事業を行った通学路からも、高い線量や高濃度の土壌汚染が見つかっています。土壌汚染は、チェルノブイリの、「特別規制ゾーン」（一番厳しい規制のレベル）相当の場所もあります。除染では短期的には効果がなかなかあがらないため、子どもを持った世帯が避難しやすい環境をつくることが重要です。

Q7　放射線量は自然に下がっていくのでは？

A７　渡利地区は、山林に挟まれ、山林から雨のたびに汚染土壌が流れ込む位置にあります。雨などで放射能が拡散し、低下する効果は見込めず、逆に高くなる傾向が確認されています。

Q8　土壌汚染の影響は考慮されているのでしょうか？

A８　指定に際して、渡利地区の土壌汚染の実状は全く考慮されていません。

Q9　福島市による除染計画が進むのを待てばよいのでは？

A９　福島市が示した除染目標（２年後に１マイクロシーベルト／時以下）では、計画通り実施されたとしても時間がかかり、目標線量も高すぎます。計画通り進む保障はありません。その間にも子どもたちに被ばくを強いることになります。子どもや妊婦を優先して避難させる必要があります。

Q10　特定避難勧奨を地区全体での指定というのは、制度の趣旨に合わないのでは？

A10　渡利地区のように、ホットスポットが地区全体に広がり、雨のたびに土壌汚染が進むような地区では、実状に合わせて制度の運用を柔軟にすべきです。

Q11　避難による人口流出は、福島市の経済をダメにするのでは？

A11　除染が済むまでの間、福島市に住民票を残したまま、福島市民として避難するなどの方策はあります。何より、福島市のイメージのために、渡利の子どもたちの健康が犠牲になるということはあってはならないことではないでしょうか。

Q12　指定は国が基準によって行うもので、住民が何を言っても無駄なのでは？

A12　子ども・妊婦基準など、南相馬市や伊達市の指定に際しては、住民の意向が一定反映されました。渡利地区の指定に際して、当事者である渡利住民の意向を無視することは、あってはなりません。

資料 11

激論５時間：福島市渡利での住民説明会（10 月 8 日）の模様

住民は再計測と指定の再考を要求交渉は深夜 12 時に及び５時間の長丁場となりました。参加はざっと見て 500 名ほど、12 時の段階でも 50 名近くいたと思います。
住民は、渡利全域での再計測と避難勧奨指定の見直し、屋根瓦の葺き替えを含む根本的な除染、再度の説明会の実施、南相馬と同様の子ども・妊婦基準の設定を何度も何度も強く要求しましたが、国と市は、頑なに除染がんばるとしか言わずという状況が続きました。会場は徐々に怒りが募っていくという雰囲気でした。
最後まで、真剣で激しい議論でした。昨日の議論は打ち切りとなりましたが、問題はくすぶっています。

〇避難勧奨 20 ミリ超えても指定せず
国の説明は、２世帯で 20 ミリを超えたというものですが、その扱いが配られら文書にもなく、指定しないと言ったり、まだ決めていないといったり非常にあいまいだったのですが、質疑から
・２件（渡利１件、小倉寺１件）で指定基準を超えた
・今回はまだ指定をしない（避難を希望していないとか、山際で他の世帯とは離れているとかなんとか理由）
・除染を行い、再計測をして決める
ということがわかりました。除染して下げてから再計測する、要は 20 ミリを超えても指定しないということです。指定しない姿勢があからさまです。
ただ上記の件は、非常にわかりにくかったので、会場ではあまり議論にはならなかったと思います。

〇詳細調査の再実施
住民側で一番多く感じた要求は、渡利全域での詳細調査の実施でした。自分の家の周辺や屋内の線量が高い「１メートルで 10 マイクロのところも」「台風で河川敷に上流の土が流れ着いて濃度が上がった」「家の２階で 1.5 マイクロ」…といった具合。自分で測っている方が多く、なぜ詳細調査を全域でやらないのか、今すぐやって欲しい、と。
これに対し、国は再計測を口にしたのですが、それは上記の２件だけ、福島市は、現在大波で行っている大規模除染を、渡利でも実施する予定で、その際に前後で測ると。しかしそれは数ヶ月先の話です。
そうではなくて、避難勧奨指定の計測だと住民が言うと、市が貸し出す線量計で測って、高い値が出れば職員がいい機器で測り、それでも高い値がでれば指定の検討をすると。しかし、職員が来るのは、月２回ほどのタイミングだとのこと。指定の計測は国の仕事だろうと国に振ると、そのつもりはないと。

〇子ども・妊婦基準
南相馬市の特定避難勧奨地点からこられた市議さんが、指定のメリットを話したうえで、南相馬市では、50 センチメートル高で２マイクロという子ども・妊婦基準があるのに、なぜ国は福島では子ども・妊婦の指定基準を設けないのか？と。
国は、ロケーションの問題とか言っていましたが、結局説明できず。参加した親たちから反発の声があがっていました。

〇課題山積の除染計画
避難問題が落ち着いたところで、除染についての質疑が続きました。福島市は、第一声で、除染を

やることに決めました宣言、大波で行う大規模除染について話しました。大波でやってみてから渡利ということでしたが、大波ですら数ヶ月かかり、渡利はとりかかるのですら「今年度中には」という始末。その上、渡利は大波の 200 倍の規模であることと、借り置き場がないことから、いったいいつになったら終わるのか。
会場から、市の除染活動に期待を寄せる町会長の発言などもありましたが、もっと早くやって欲しい、自分でやってみたが、屋根は葺き替えないと無理、そこまでやる覚悟はあるのか、除染の間、子どもが被ばくしないような配慮はできないか、と言った質問も出て、市の担当は十分に答えられず、不信が高まっていました。

〇健康影響への不安
健康影響への不安について、20 ミリで安全なのか？、子どもと大人が同じでいいのか？という質問がいくつかでました。国は、100 ミリ以下は影響は内、ICRP で緊急時は 20～100 ミリだ、20 ミリ以下なら問題ない、県が健康調査をやりますからと言いたい放題でした。

〇説明会の運営手法
その後また、避難問題、そして説明会のあり方が問題に。町会の代表として来た方が、説明会の案内が渡利全域でなく、詳細調査対象の一部地域にしか渡っていないことを問題にし「抗議する」と。福島市は、説明会をまた開きますと言うのですが、それは除染についての説明会でいつになるのか。住民は、避難についての説明会を、渡利全域を対象にすぐに開くよう要求しました。
国はどうかと聞くと、意見は本部にあげて検討するとしか答えず、会場からは「本部にあげた結果を聞いたことがない」とも。
最後の最後に、別の町会長が、今日 5 時間もやって決着がつかないのは、会の運営に問題がある、今日は一端中断し、市長や大臣を含め、もっと責任ある、判断できる人を出して、続きを早急にやるようにと要求。非常にもっともな要求だったのですが、福島市は 12 日に行う自治会連合の会合で続きをやると、会場は納得しなかったのですが、もう 12 時ですからとうやむやのままに終わってしまいました。

〇要望書（署名）提出
質疑の途中で渡利の子どもたちを守るために　渡利周辺の特定避難勧奨指定及び賠償に関する要望書の署名の追加提出が行われました。 1 日半で 4000 名余りの署名が集まりました。総数 4174 名、うち渡利・小倉寺・南向台 302 名、福島市 505 名でした。

（阪上武／福島老朽原発を考える会）

資料 12

2011 年 10 月 28 日「渡利の子どもたちを守れ」政府交渉報告

渡利の子どもたちを守る会（Save Watari Kids）、子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、福島老朽原発を考える会、FoE Japan の主催で、10 月 28 日、福島みずほ事務所の協力より、参議院議員会館講堂で政府交渉「渡利の子どもたちを守れ」が開催されました。政府側出席者は下記のとおりです。

○原子力災害対策本部
　原子力被災者生活支援チーム　総括班　金城企画官
　　同　　放射線班　茶山秀一課長
　　同　　住民安全班　　植田室長
○資源エネルギー庁　原子力損害対応室　市川紀幸課長補佐
○原子力安全委員会事務局
　管理環境課安全調査副管理官　　橋本周
　管理環境課安全調査副管理官　　山田裕
　規制調査課規制調査官　　佐々木潤
○文部科学省
　科学技術・学術政策局　原子力安全課専門官　加藤隆行
　研究開発局　原子力損害賠償対策室係長　　宮地俊一

参加者は約 300 名の参加で、うち渡利から 20 名の住民の方々が参加されました。

冒頭、「渡利の子どもたちを守れ！」緊急署名の提出を行いました。１か月弱の短期間ながら、世界中から 11,879 筆の署名が集まりました（うち、渡利・小倉寺・南向台から、1,225 筆、それ以外の福島県から 2,654 筆）。要請内容は、下記のとおりです。

１．渡利周辺の特定避難勧奨地点について、世帯ごとではなく、地区全体として指定すること
２．特定避難勧奨地点の指定に際して行う詳細調査について、山際の一部地域だけでなく、地区全域において再度実施すること、1cm の高さでの線量や屋内、側溝や用水路を含め、測定ポイントを増やすこと、土壌汚染についても調査すること
３．子ども・妊婦のいる世帯について、伊達市や南相馬市の例にあるように、一般の基準よりも厳しい特別の基準を設けること
４．積算線量の推定及び避難勧奨指定に際しては、原子力安全委員会の通知に従い、全ての経路の内部被ばくと土壌汚染の程度を考慮に入れること
５．避難区域外からの「自主」避難者への補償、残った者への補償が確実に行われるようにすること、国及び市による立替払いを実施すること
６．指定に際しての説明会は、決定を通知する場ではなく、住民の意見を聴取する場とし、その結果を指定の検討に反映させること

上記の要請項目本日の交渉の結果、下記の５項目の住民からの強い要請について、「責任をもって検討する」との回答を得ました。

１．渡利全世帯を対象とし、屋内も含めた詳細調査をやりなおしてほしい。
２.年 20 ミリシーベルトを超える２世帯について、なぜ避難勧奨地点の指定がなされなかったのか、指定のプロセスも含めて、納得のある説明を求める。

３．南相馬市の「50cm 高２マイクロシーベルト／時以上」という子ども妊婦のいる世帯への指定基準に関して、福島市においても平等に適用してほしい。
４．除染を優先するといっても、その具体的なめどはたっていない。除染をして、十分その効果が確認されるまで、子ども・妊婦が避難できるような予算措置を行ってほしい。
５．国として、上記の要請や質問について、渡利において説明会を開催してほしい。

交渉の間の主たる質疑は下記のとおりです。

◆避難勧奨地点の指定について

市民側．渡利と小倉寺で２０ミリの指定基準を超えた２世帯について、今回指定を見送ったのはどういった判断基準によるのか
政府側．２世帯とも避難を希望しなかったため。また、地域の端に位置しているというロケーションの特徴。
市民側．それは、６月１６日付の原子力災害対策本部の文書に書かれている手続きと違う。まず指定をおこない、避難するかどうかは当該世帯が判断するのではないか。伊達市などでも同じように各世帯に避難の意向をきいているのか。そうでないのであれば、なぜ福島市においては、指定を行わなかったのか。また、「端」だから指定しないというようなことは、６月１６日付の原子力災害対策本部の文書には書かれていない。恣意的な運用ではないか。
→結論：文書での回答を求める。

◆避難勧奨地点の「面的」な指定について
市民側：高線量が点ではなく面的に広がっていることや、汚染が進行する地形的特性からも、地点ではなく地区全体の指定が求められるが、これを制度の運用により直ちに行うべきではないか。
政府側：国の基準はあくまで年 20 ミリシーベルトであり、生活全般を通じての 20 ミリということで指定を行うもの。
市民側：自宅の庭先で５マイクロシーベルト超などざら。そんな状況をわかっているのか。納得できない。
→結論なし。要請については検討してもらう。

◆詳細調査の再実施について
市民側：渡利周辺の特定避難勧奨地点の詳細調査に関して、渡利の一部の世帯しか調査が行われなかった（約 10 分の１）。渡利周辺の特定避難勧奨地点の詳細調査に関して、渡利の一部の世帯しか調査が行われなかった。
政府側：国としては除染をしっかりとやっていくという結論。除染の前に調査は行う。
市民側：除染がはじまるのはいつか。
政府側：仮置き場が決まっておらず、めどがたっていない。
市民側：おかしいではないか。いますぐ、詳細調査をおこなってほしい。渡利の現状をきちんとみてほしい。
政府側：検討する。
→結論：政府側が検討し、いつまでに回答をだすかについて早急に答える。

◆なぜ、長いこと放置されたか
市民側：渡利・大波・小倉寺・南向台など、当初から線量が高い地域において、特定避難勧奨地点のための詳細調査が８月まで行われなかったのはなぜか。
政府側：自動車サーベイなどを行ったり、その結果を検討したりして、調査の遅れによりご心配を

おかけした。
市民側：６月の時点から高い線量が記録されていた（３マイクロシーベルト以上の箇所多数)。それが４か月も放置されたのはおかしい。さらに除染をしたあとの計測というのはおかしいではないか。
政府側：(明確な回答なし)

◆なぜ、南相馬市において採用されている、子ども・妊婦のいる世帯における「50cm 高２マイクロシーベルト／時」という基準が、福島市において適用されていないのか
政府側：南相馬市の場合は、１メートル高 3.0 マイクロシーベルト／時以上の地点があり、その近傍において、家族構成なども踏まえた検討のための参照基準として、「50cm 高２マイクロシーベルト／時」とした。
市民側：渡利地区で 50cm 高で 5.4 マイクロシーベルト／時を記録した世帯の指定について、どのような検討がなされたのか。指定しなかったのはなぜか。
政府側：国としては、あくまで１メートル高で、年 20 ミリシーベルトを基準としている。50cm 高で 5.4 マイクロシーベルト／時を記録した世帯は、１メートル高で 2.2 マイクロシーベルト／時であった。50cm 高はあくまで参考。
市民側：子どもの背丈を考えた時、むしろ 50cm 高での線量が重要なのではないか。
政府側：明確な回答なし。

◆50cm 高で２マイクロシーベルト／時を超える世帯は詳細調査が行われた世帯では渡利・小倉寺・南向台で何世帯あったか。
政府側：渡利で 162 世帯、小倉寺で 118 世帯、南向台で 29 世帯。
市民側：そのうち、子どものいる世帯は何世帯か？
政府側：(明確な回答なし）→文書での回答を求める。
市民側：それでは、福島市における、「子ども妊婦の配慮」とは何か？
政府側：(明確な回答なし)
市民側：原子力安全委員会は、５月２日に、「20 ミリを安全だと言った委員はいない。また、現在、福島市は「現存時被ばく状況」にあり、１～20 ミリの下方に参照レベルを設けて下げていくべきとしている。
再度、原子力安全委員会に、子ども・妊婦について、配慮すべきかについてお聞きしたい。
原子力安全委員会：子ども・妊婦は、放射能に関する感受性が高いため、配慮が必要。
市民側：政府内で統一がとれていない。原子力安全委員会の指摘を踏まえ、対策本部としても検討を求める。
政府側：検討する。

◆市民側要請：除染による効果がでるまで、子ども・妊婦を優先的に避難させるべき。そのための費用を国がだすべき
政府側：最大限検討する。そのための既存の制度と言うことに関しては即答はできない。

◆積算線量の推定及び避難勧奨指定に際しては、原子力安全委員会の通知に従い、全ての経路の内部被ばくと、渡利地区ではチェルノブイリの特別規制ゾーンに相当する汚染が見つかっている土壌汚染の程度を考慮に入れるべきであると考えられるが、考慮に入れられていない。なぜか。
政府側：迅速な地域指定を行うためには、土壌汚染の結果を用いるのは時間がかかってしまう。また、放射能防護の観点から、土壌汚染を指標に用いるのは正当化されない。あくまで人体への影響としての Sv で判断すべき。ロシアからの専門家は、50 ミリシーベルトを基準として言っている。
（時間切れでこれに対する反論はできませんでしたが、「50 ミリシーベルト」というのは日本政府としての見解か、ということを問いただすつもりです。）

◆渡利・大波・小倉寺・南向台など、当初から線量が高い地域においては、６月の時点から住民説明会を行うべきという要請があったのにもかかわらず、９月、１０月に至るまで説明会が行われなかったのはなぜか。
政府側：７～８月モニタリングを行った。また、自治体と協議を行った。その結果、大波で 9 月 3 日、渡利で 10 月 8 日の説明会開催となった。
（時間切れでこれに対する反論はできませんでしたが、国は、上記のように土壌汚染の結果を考慮に入れない理由の一つとして、「迅速な地域指定」をあげています。モニタリングや自治体との協議で、４か月もの時間がかかるのでしょうか。）

参加者より下記の発言がありました。

「まるで、福島市は、絶対に指定はさせないという方針のようだ。なぜ、南相馬と違うのか。指定しないでくれと言っているのは、県なのか、市なのか」

「南相馬の子どもと、福島市の子どもと、放射線に対する感受性に差があるとでもいうのか。うちの子どもは、耐性が強いとでもいうのか」

「うちには小さな子どもがいる。それなのに、庭全体で３マイクロシーベルトを超える高い線量となっている。線量計が振り切れる箇所もざらだ。詳細調査をやりなおしてほしい。」

「渡利の住民が、ここまで要請している。それを国は無視できるのか。誠意をもって検討してほしい」

「なぜ、１メートル、３マイクロにこだわるのか」

「文科省は、激論のすえ、20 ミリシーベルトについては棚上げにし、１ミリシーベルトを目指すと言った。そのようなことは経済産業省はできないのか」

結果として、国はこれらの批判や疑問にきちんと答えることはありませんでしたが、今後も粘り強く交渉を続けていくつもりです。

（満田夏花／国際環境 NGO FoE Japan）

資料 13

11 年 12 月 7 日

市の計測で毎時 2.95 マイクロシーベルトの民家の祖父、福島市・国に直談判
～渡利地区を避難区域に指定してください～

本日、福島市渡利の住民が、福島市および政府の現地対策本部に対して、渡利地区を特定避難勧奨地区に指定することを求める要望書を手渡しました。

要請書では、渡利の避難地区指定に加え、詳細調査のやり直し、用水路にふたをすること、子ども・妊婦目安の設定などが盛り込まれています。

この方のご自宅では、前々から放射線量が高い状況が続いていたため、福島市に計測を依頼し、11 月 28 日に測定が実施されました。その結果、庭先で 1 メートル高で 2.95 マイクロシーベルト／時、50cm 高 5.45 マイクロシーベルト／時を記録しました（別紙１）。

１メートル高 2.95 マイクロシーベルト／時は、測定時期による減衰を考慮すると、特定避難勧奨地点の指定基準を超えていると考えられます（基準は 6 月の時点で 3.2、7 月で 3.1、8 月で 3.0 であり、11 月末の時点で基準を設定した場合、明らかに 2.9 かそれ以下の値となる）。

この世帯は、国が特定避難勧奨地点指定の検討に際して、8 月に渡利地区で行った詳細調査の対象から外れていました。国の詳細調査は一部地域に限られていたが、今回の結果により、これが不十分なものであったことを明らかになりました。

庭先で 50 センチメートル高で 5.45 マイクロシーベルト／時という値は、南相馬市で設定された特定避難勧奨地点指定の子ども・妊婦基準（50 センチメートル高で 2.0 マイクロシーベルト／時）を大きく上回ります。

この世帯は、子ども二人と父母、祖父母の 6 人家族で、この方は一家の祖父にあたります。、「除染、除染と言いますが、なかなか除染もはじまりません。子どもたちを守るために、市や国は一刻も早く、希望する家族の避難支援などの対策をとってほしい」と述べています。

※連絡先：
福島老朽原発を考える会（フクロウの会） 阪上武 携帯：090-8116-7155
国際環境 NGO FoE Japan 担当：満田夏花（みつた・かんな）携帯：090-6142-1807

資料 14

2011 年 11 月 22 日

渡利問題についての再質問書と政府の回答

2011 年 10 月 28 日、政府交渉「渡利の子どもたちを守れ」開催後、FoE Japan および福島老朽原発を考える会が、福島みずほ事務所経由で提出した再質問書に対して、政府（内閣府原子力被災者生活支援チームなど）は、11 月 22 日下記を文書で回答した。

１．特定避難勧奨地点指定に際しての詳細調査を、以下を含めてやり直すこと、除染作業を待たず、直ちに実施すること
・調査対象を渡利全域に拡大すること
・各世帯、玄関先と庭先の２箇所に限らず、屋内、雨どい、側溝なども測ること
・1cm の高さの線量測定や土壌調査も行うこと

○まずは、固定測定点のモニタリングを継続して数値を注視していくとともに、除染を進めていくことが適切と考えている。なお、再測定については、除染作業の前に、その効果を確かめるために実施されるものと承知している。

２．基準を超えたにもかかわらず指定を見送った２世帯について、直ちに指定すること

○渡利地区及び小倉寺地区については、測定により、２地点において来年３月までの１年間の積算線量予測が 20mSv を超えるおそれがあることが判明した。

○本件について、「事故発生後１年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について（「特定避難勧奨地点」）」（平成 23 年 6 月 16 日　原子力災害対策本部）に基づき、件や福島市と検討した結果、地理的に地域の端に位置し、周辺の住居の線量率が低いことから、除染による対応が有効であると判断したことから、特定避難勧奨地点の設定を見送った。

○まずは、除染を優先して行い、改めて、測定することを当面の方針としている。

○国としては、特定避難勧奨地点の設定に関わらず、定期的なモニタリングを継続して数値を注視していくとともに、徹底して除染を進めていく。

３．南相馬市と同等かそれ以上に厳しい子ども・妊婦基準を設定すること

○南相馬市については、まず、事故発生後１年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される基準値である、１ｍ高さで毎時 3.2μSv を超える地点を設定の対象とし、その上で、当該地点の近傍地点についても、地域事情や家族構成を勘案して対象とした。

○50cm 高さで毎時 2.0μSv という考え方については、南相馬市において近傍地点を具体的に特定するために便宜的に用いたものであり、政府の基準としたことは無い。

○一方、福島市渡利地区・小倉寺地区について、基準値を超えた２地点は、地理的に地域の端に位置し、周辺の住居の線量率が低いことなどから、まずは、除染を優先して行い、改めて、測定することを当面の方針としている。

○国としては、特定避難勧奨地点の設定に関わらず、定期的なモニタリングを継続して数値を注視していくとともに、徹底して除染を進めていく。

４．除染を実施している期間に子ども・妊婦の避難を希望する場合に、国による支援が得られるよう予算措置を講ずること

○福島県は全域が災害救助法の適用対象となっており、子供や妊婦を含めた自主的避難を行った方々についても当面の間、各種支援の対象となっている。

○具体的には、東京電力福島第一原子力発電所周辺区域からの避難者であるか否かにかかわらず、避難された方に対して、民間賃貸住宅の借上げも含めた応急仮設住宅の供与が行われている。

○他方、避難されない方々の子供も含め、福島県では国の２次補正予算を活用して、リラックスできる環境で行われる子供の移動教室や体験活動を支援している。例えば、居住している場所を離れ、より空間線量の低い郊外で体験活動をしていただくことも可能。

５．上記の検討結果を含めて、福島市渡利地区周辺において、国主催の説明会を実施すること

○福島市において、今後の除染について地区ごとに住民に対しての説明会が行われるものと承知している。

６．基準を超えたにもかかわらず、指定を見送った２世帯について
（１）指定見送りの理由に、避難の意思がないことを確認したことを挙げているが、これは他の地域での指定の手順とは異なる。なぜこのような手順をとったのか。
（２）指定見送りの理由に、集落の端に位置にしていることも挙げているが、これも他の地域と対応が異なる。なぜ変えたのか。
（３）集落の端というのはどのような規定か、どこに明文化されているのか。
（４）原子力災害対策本部が定めた６月１６日付の「避難勧奨地点」の考え方を示した文書では、指定の基準はあくまで線量になっている。注の記載をみても指定した上で避難の希望を聞くのが筋であり、指定見送りは自ら定めた判断基準にも反するのではないか。
（５）指定に際して国と自治体との協議が行われたとのことだが、いつどこで誰が協議したのか。その内容はどのようなものであったか。議事録を含めて明らかにされたい。

（特定の基準に関するご質問なので、まとめてお答えいたします。）

○特定避難勧奨地点は、6 月 16 日に公表した文書「事故発生後一年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について」に基づき、どの地域においても、政府現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、除染が容易でない事故発生後一年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される地点について、住居単位で設定している。

○渡利地区・小倉寺地区で基準を超えた２地点についても、当該文書に基づき、政府現地対策本部、福島県、関係市町村との協議を行った結果、地理的に地域の端に位置し、周辺の住居の線量率が低いことなどから、除染による対応が有効であると判断し、まずは除染を優先して行い、改めて、測定することを当面の方針とした。

○今後も、特定避難勧奨地点の設定に関わらず、モニタリングを継続して実施していくとともに、徹底した除染を進めていく。

７．子ども・妊婦基準の設定について
（１）国の基準はあくまで２０ミリシーベルト（毎時３マイクロシーベルト）ということだが、南相馬市で適用された子ども・妊婦の基準（５０cm の高さで毎時２マイクロシーベルト）というのは何による基準か。南相馬市側から要請があったということか。

○南相馬市については、政府現地対策本部、福島県、南相馬市の協議に基づき、まず、事故発生後

一年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される地点を設定の対象とし、その上で、当該地点の近傍についても地域事情や家族構成を勘案して対象とした。

○50cm 高さで毎時 2.0μSv という考え方については、南相馬市において近傍地点を具体的に特定するために、便宜的に用いたものである。

（２）基準について福島市は、１０月８日の説明会の場で、福島市の側から何も要請はできないと説明している。この説明は誤りということか。

○特定避難勧奨地点は、6 月 16 日に公表した文書「事故発生後一年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について」に基づき、政府現地対策本部、福島県、関係市町村で協議した上で、国が設定している。

（３）渡利・小倉寺・南向台・大波のそれぞれにおいて、５０cm の高さで毎時２マイクロシーベルト以上でなおかつ子ども・妊婦のいる世帯は何世帯か。

○把握していない

（４）南相馬市において、５０cm の高さで毎時２マイクロシーベルト以上でなおかつ子ども・妊婦のいる世帯は何世帯か、そのうち特定避難勧奨地点に指定された世帯は何世帯か。

○南相馬市の中で詳細モニタリング調査を行った地域においては、50cm の高さで毎時２マイクロシーベルト以上でなおかつ子ども・妊婦のいる世帯は 103 世帯あり、これらの世帯については、事故発生後一年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される地点の近傍地点として、特定避難勧奨地点に設定した。

（５）子ども・妊婦基準は、一般の指定を受けた世帯に隣接する世帯について適用される旨の説明があったが、隣接というのはどのような規定か、このような指定の仕方については、いつ誰がどのように定めたのか、どこに明文化されているのか。

○特定避難勧奨地点は、6 月 16 日に公表した文書「事故発生後一年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について」に基づき、政府現地対策本部、福島県、関係市町村で協議して設定している。

○地点の特定にあたっては、除染が容易でない事故発生後一年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される地点に加えて、生活実態にあわせて近傍の地点についても特定することとしており、その際には、地元の事情や妊婦・子供のいる世帯に配慮する対応を行っている。

（６）国と自治体との協議はどのようなものであったか。福島市、南相馬市、伊達市、川内村、川俣町のそれぞれの場合について、いつどこで誰が協議したのか、その内容はどのようなものであったか、議事録を含めて明らかにされたい。

○特定避難勧奨地点は、6 月 16 日に公表した文書「事故発生後一年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について」に基づき、政府現地対策本部、福島県、関係市町村で協議して設定している。

○当該協議において、政府現地対策本部からは、除染が容易でない事故発生後一年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される地点において、住居単位で特定することや、子供や妊婦について配慮することなど制度趣旨を伝えた。福島県や関係市町村からは、地域コミュニティの範囲や子供・妊婦の有無など地域の実態や意向について話があった。その上で、国が特定する地点を決定した。

わたり土湯 始動！

ぽかぽかプロジェクト

あなたの力で、福島市渡利の子どもたちの一時避難を実現させよう！

福島市の中でも特に空間線量が高い状況が続く渡利地区・・・。毎時2マイクロシーベルトを超す場所もたくさんあります。

「除染がはじまって効果があがるまで、せめて子どもたちを一時避難させて！」

こんな切実な声にこたえて、「わたり土湯ぽかぽかプロジェクト」をはじめます！
これは、渡利から車で30分ほどの土湯温泉（福島市西部）の旅館に、週末やウィークデイに、わたりの親子に滞在してもらうというもの。
土湯温泉は、空間線量は毎時0.1～0.2マイクロシーベルトと低く、渡利の10分の1から20分の１です。子どもたちがきてくれれば温泉もにぎやかになります。
ということで、セーブわたりキッズ、子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、フクロウの会、FoE Japanの４団体が、土湯温泉とタッグを組んで、「わたり土湯ぽかぽかプロジェクト」を開始します。

このプロジェクトの成功には、みなさまの寄付が欠かせません。
助成金をフル活用しても、わたりの親子が一時避難を行うためには、寄付による補填が必要です。寄付が集まるほど、多くの親子が長期間、避難することができます。
ぜひ、みなさまからの寄付をお寄せください。頂いた寄付は、本プロジェクトの実施のため、渡利の親子の宿泊費の補助、交通費、運営費にあてさせていただきます。寄付は何口でも歓迎です。

寄付のご案内　オンライン寄付はこちら　http://goo.gl/5K9H1

A 一般寄付 1口：3,000円（個人の方からの寄付。何口でも歓迎です）
B 団体寄付 1口：10,000円（NGO/NPOや市民団体など。お名前を紹介させていただきます）
C 協賛寄付 1口：100,000円（企業、NGO/NPOや市民団体など。お名前を紹介させていただきます）

お振込み口座

①東邦銀行本店　普通口座3697748
口座名義：わたり土湯ぽかぽかプロジェクト
代表：菅野吉広（かんのよしひろ）

②ゆうちょ銀行　記号18230　番号29132261
口座名義：わたり土湯ぽかぽかプロジェクト

※口座のお振込み後、下記をファックスにてお送りください。
送り先：FoE Japan／FAX.03-6907-7219
①ご氏名
②ご連絡先（TEL／E-mail）
③一言メッセージ
④お名前を寄付者一覧に記載してもよろしいですか　□はい　□いいえ

運営団体・問い合わせ

- 渡利の子供たちを守る会　save watari kids ／ 菅野吉広　Tel：090-3982-6393
- 福島老朽原発を考える会（フクロウの会）／ 阪上武　Tel: 090-8116-7155
- 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク
- 国際環境NGOFoE Japan（エフ・オー・イー・ジャパン）／満田夏花
  Tel: 03-6907-7217　Fax: 03-6907-7219　携帯：090-6142-1807　〒171-0014 東京都豊島区池袋3-30-8 みらい館大明1F

詳しくはこちら「避難の権利ブログ」
http://hinan-kenri.cocolog-nifty.com/

協賛団体一覧

グリーン・アクション、未来の福島こども基金、チェルノブイリ子ども基金

寄付者／団体一覧（敬称略、ありがとうございました！）

日本キリスト教団若松栄町教会、会津放射能情報センター、東京・生活者ネットワーク、リサイクルグループ“カリーナ”、シンデレラ、原発を考える品川の女たち、エコロジー・アーキスケープ、自然育児　森のわらべ　多治見園、非戦を選ぶ演劇人の会、ふぇみんベトナムプロジェクト・アジアンぐらす２１、こどもふくしま緊急支援チーム、原発災害とエネルギー講演実行委員会、憲法を生かす会・灘、福島の子どもの未来を応援する滋賀市民の会、京都生協の働く仲間の会、脱原発・放射能汚染を考える吹田の会、お米の勉強会

三原　翠、奥山じゅん子、田中　明、岡野美佳、酒井恭子、奥村佳余子、但野 明、福本光夫・正美、ミナモトヨウコ、杉山浩子、吉田千佳子、岩井原　育子、なりた　さとし、鈴木昌平、菊地恵子、井上久美子、菊地　健司、猪飼周平、片田寿雄、谷田部裕子、幸田京子、志沢允子、 須賀子 、後藤友子、五十嵐敏文、武村民代、川岡千里、鈴木順子、桑木　しのぶ、加治将一、西　文子、菊地正隆、飯田竜二、川口久美子、向井雪子、泉かおり、石田 慎一、若井正幸、橋口亜由子、三浦誠、娯楽酒家 La stanza、小川幸子、橋本朋子、大阪羽曳野市の日教組有志、芝本祐造、村上健吾、kurodasizuyo、片山玲子 / 森のこめら・会津、コイズミリョウコ、比嘉明子、延田見枝子、吉川洋一、名取知衣子、糸原愛徳、モトハシトヨコ、大越早苗、清水満美、子島進、高木政子、芦原康江、倉沢美佐、村井徹、山口泰子、片岡洋子、松田杉、「避難の権利集会」in 京都（12 月 27 日開催）にご参加の皆様、宮崎光子、高津信子、高山知之、小林 吉樹、戸津和子、市村五月、武藤由美子、小崎登美子、繁山達郎、植木延江、奥村剛子、當内健利、栗原広美、大羽比早子、村山日南子

＜寄付者メッセージ（抜粋）＞

・同じ子を持つ親として、福島の親御さん達の、少しでもお役に立てれば幸せです。子どもたちの笑顔を守るべく、共に助け合って生きて行きましょう。

・ささやかですがお役に立てたらうれしいです。

・私たちの力で子どもたちの一時避難を実現できるなんて、とても素敵なプロジェクトですね。

・人助けの寄付ではありません。東京電力と政府の横暴、無能に対する怒りの私なりの意思表示です。

・渡利の子供達・親達を少しでも避難出来、心を安らげる時間を持てる事、何よりです。企画下さった方、ありがとうございます。お金だけの協力ですが、よろしくお願いします。

・頑張ってくださいね！応援しています　日本は変わらないとならない　第一に必要なのは　　今 苦しんでいる人の声を聞くこと！発信により助かる命ありますね！

・少しですが送ります。子どもたちやご家族の方が心も体もぽかぽかになれますように。

・渡利の放射線量は高く、子どもはすぐに避難させてほしいと切に思います。今できることを形にした「わたり土湯ぽかぽかプロジェクト」を応援します。多くの人にご賛同いただけることを願っています。

・渡利で生まれ育ちました。特に子ども達のことを心配しています。何もできませんが、カンパはしたいと思います。

・子供たちを守る活動をして頂きありがとうございます。私は北海道在住ですが、以前からこちらの活動や渡利地区の子供たちのことが気になっていました。少しばかりですが、私もお手伝いできればと今回協力させて頂きました。子供たちに明るい未来が来ますように。

・皆さまの活動に賛同いたします。10 月末に福島を訪問し、放射線量の高い地区も通ってきました。計測を密に行い、早く危険な地区から避難、退避すべきと考えます。

・プロジェクトに参加できて嬉しいです。はやく子供さんとお母さん達がご希望にそう生活に入られますように願っています。

・私も自主避難の身なので、少ししか寄付できませんが、プロジェクトが成功するよう祈っています。

・子どもたちを被ばくから守るためにできることならと、少々ですが参加させていただきました。

・イベントで広島のお母さんたちから募った寄付も含まれています。

・ふくしま疎開裁判を支援している西宮公同教会幼稚園保護者さんが毎週若松栄町教会へ送ってくださるパンの売り上げ金です。西宮市の多くの親子が福島の子どもたちを支えています。連帯！

・土湯温泉には、お子さんに優しいお宿が幾つかあったと思います。自然に囲まれ、お湯も豊かで良いところですね。汚染度が低いと知って嬉しいです。渡利や他の福島の方たちがたくさん利用されるといいですね。

・親御さんの心痛を察すると言葉もありません。早くみなさんが安心して生活出来るところに移住できますように、これからも注目していきます。

・子どもを守ろうとしない政治への憤りと、子どもらへの申し訳なさを強く感じます。ぼかぼかプロジェクトに賛同します。

・一日も早く、安心して子供たちが暮らせますように、私なりにお役に立てればと思っています。

・気持ちばかりですが郵貯銀行から 2 口振り込みました。政府の「収束宣言」なんてまやかしです。ごめんね。こんなことしかできなくて。

・母、嫁、娘の 3 人で応援させて頂きます。一時でも、子供たちを暖い幸せな顔にして下さったらと想いつつ。3 人で 10 口！

・わずかですがお送りさせていただきます。少しでも多くのご家族が、ほっと一息できる時間が生まれますよう、心からお祈りしています。

・私の県にも巨大原発がありますので、子を持つ親として不安は常につきまといます。どうか弱者である子供達が健康でいられます様に わずかですが送らさせて戴きました。

・ご活動をお続けになるかぎり、微力も微力ですが継続してご支援させていただきます。私も知人等に広く知らせるよう努めて参ります。成功を祈っております。

・政府も自治体もこれだけ皆さんが交渉を重ねようと集団疎開、避難に動かないことに強い憤りを覚えます。渡利地区の皆さん、特に今と未来の子どもの命と健康を守るために保養プロジェクトを開始くださりありがとうございます。政府交渉などを応援してきた一市民として、今後も渡利をはじめ高線量地に留まらざるを得ない方々の避難の権利確立の実現を求めたいと思います。安心して食事した

り遊んだりする人としての権利を取り戻しましょう。ただ少しでも長く遠くで保養して体と心を休めていただきたい一心です。・政府の対応に本当に腹立たしく感じています。大変な事も多いと思いますが、きちんと活動を続けていただき、本当にありがとうございます。
・また、いつも情報をありがとうございます。今後もよろしくお願いします。
・わずかですが、子供たちのためにお役にたてていただければ嬉しいです。少しの間でも、温かいお湯につかって子供たちが笑顔になればと願います。素敵なプロジェクトをありがとうございます。
・小額で申し訳ございませんが、少しでもお役に立てればと思いお送りさせていただきます。何卒宜しくお願い申し上げます。
・かつて、チェルノブイリの事故の記録を読んだとき、日本で起きたらどうなるのだろうと思った事があったが、現実になろうとは!!　遠くでテレビで見るだけで何も出来ないのですが、孫を持つ年令になって居て、子供達の将来が心配で、気に掛けて過ごす毎日です。
・この異常な状態をたくさんの人たちに認識してもらえるように、そして、福島の子どもたちが避難できるようにするために、核のごみの拡散をしないように、できるだけきれいなところを残せるように、いま、仲間と一緒に自治体に働きかけています。わたしたちも、踏ん張ります。寄付、すくなくてごめんなさい。"
・こどもたちを守るため、お母さん、お父さん、家族の方々の心労は計り知れないと思います。
皆さんの知恵をしぼって、この状況を乗り切れます様に、願っています。"
いつも、福島のこどもたちのために、素早く動いてくださり、ありがとうございます。こどもたちがゆっくりと冬休みを過ごせますように。。
・原発震災発生からすぐに関西の仲間数名と支援の組織を立ち上げ、線量計の無料・無期限貸し出し(これまで 50 名以上)、現地調査と計測のお手伝い、避難のお手伝い、除染のお手伝いなどを独自に手弁当で取り組んで来ました。除染は郡山のご家族しかできていませんが、これまで 5 回の訪問で、ニュースでは分からない放射能汚染の実態を体感してきました。特に、小さな子どもたち、妊婦さんは、チェルノブイリ事故が過去の教訓として私たちに伝えてくれていますので、とても怖いことです。渡利地区にも何人かの方々と繋がっていますので、とても他人事とは思えません。一刻も早く安全な暮らしが確保できますよう祈っております。
・少しばかりで申し訳ないですが、お役に立てれば幸いです
・今後も福島をはじめ、放射能汚染で困っている子ども達のために支援をお願いします。フクシマの子どもたちを守る活動、応援しています。
・子どもを持つ親として、命を軽視した国のひどい対応に、日々怒りを覚えています。少ない金額ですが、渡利の子ども達の為に役立てていただけると幸いです。"
・子どもたちを少しでもヒバクから守る活動を応援します!
・このようなことしかできないことが悔しく、このようなことをしなければならないことに憤りをおぼえます。このプロジェクトが、政府の責任による避難の実現につながることを願って寄付させていただきます。
力にはなれませんが応援します。
・なぜ、この地区だけ?　と最初思いましたが、リンク先も含め内容を拝見させて頂いて、現地のご状況を理解できました。
うちにも子供がいます。取材された映像を見て渡利地区にお住まいの親御さんの、少しでも安心できるところへ子供を避難させたい切なる願いを感じました。
実際にアクションを起こされていることに感銘を受けます。少ない金額で恐縮ですが送らせて頂きます。よろしくお願い致します。
・この活動に賛同します。少額ですが、お役立てください。
・こんな事しかできませんが、宜しくお願いします。
・生産や人間生活のためのエネルギーを得る為に被曝の犠牲を強いられ生活基盤をも奪われるなんてひどい話です。国や東京電力はもっと真剣に健康破壊がこれ以上起こらないような対策や生活の保障をするべきだと思います。
・少しでも対策になればと思います。
・子供たちにきれいな水と空気と大地を取り戻すために、最大限の努力をするのが、原発を許してしまった大人たちの責務だと思います。
・私も自主避難している福島県民の一人として子供を持つ親として少しではありますが、お役に立てればと思います。
・私の住んでいるのは、東京の葛飾区で、都内では最も空間線量の高い地域になってしまいました。渡利のお子さんたちのことは他人事ではありません。ただ、今年はカンパをする先が多すぎたので、ほんの少ししかお送りできなくて、ごめんなさい。
・この国の政治を、ここまでひどくしてしまった大人の一人として、口惜しい思いです。"
微力ながらカンパさせていただきます。これからも渡利や福島に心を寄せていきたいと思います。
・避難の権利が一日も早く認められることを願います。プロジェクト事務局の皆さん、ご苦労様です。
・除染の前に避難に賛成です。少しでも体を休めてください。
P.S. ネットバンクからゆうちょ銀行への振込先は「八二八-２９１３２２６」でした。
・事故から９カ月、とてつもない線量だとわかっているのに、いまだに国など行政が無策な為にそこに住むことを強いられている方々がなるべく長くきれいな所で過ごせるよう願ってやみません。少しですが寄付します。みなさんが転地できるようになりますように。
・わずかですが、寄付させて頂きました。福島の子供たちに明るい笑顔が増えたら嬉しいです。温まって下さい。
・こちら、神奈川県大和市南林間にある娯楽酒家 La stanza（一応 Bar です）と申します。店内に設置した募金箱にお客さんが入れてくれた募金を贈ります。罪のない子どもたちが少しでもいい環境に生活できるように使って下さい。
・たくさんの子どもたちが参加できることを願っています。
・政府が避難地域を拡大指定しないことに、怒りを覚えます。子どもの健康と命をなんと、軽くみているのか！？ーー少しでもお手伝いがしたいです。
・次の羽曳野市日教組有志の寄付と合わせて本日、講座振り込みしました。
・ランニング仲間のグループでＴシャツを作る時に、復興支援の義援金を集めました。その一部を寄付させていただきます。わたりの親子さんが一人でも多く、一日でも長く安心して過ごせますように・・・
・わたりの子どもたちの健康と笑顔が守られますように！

・渡利のそして福島の子どもたちの避難や保養が進むよう、微力ですが協力し続けたいと思います。
・こどもたちとご家族がゆっくりぽかぽかあったまることを願っています！
・ものすごくささやかですが、クリスマスにできることをと。このような窓口を作ってくださってありがとうございます。福島のお子さん方のこと、祈っています。
・子供たちにとって少しでも良い環境が提供されますよう心からお祈りしています。会津でも出来る事がありましたらお手伝い致します。
・少額で申し訳ありません。ずっと福島の子どもたちのことが気になっています。健康な体で過ごせるよう祈るばかりです。東電と政府の責任で、元の安心で安全な生活に戻して欲しいです。
・私たち非戦を選ぶ演劇人の会のメンバーが 12 月 7 日に沼津で原子力発電に対して考えていく朗読劇を行いました。その会場で集めたカンパをお送り致します。このような実質的に、子供たちの被曝を減らす活動は大変重要だと思います。私たちも応援しています。
・私に今できる事の一つです。一つ一つ見つけて実行したいと思います。ここ埼玉の飯能市の線量は０．１２マイクロシーベルトです。
・少しでも渡利の子どもたちに笑顔が戻りますように。
・上手く行きますように。このプロジェクトが広がりますように。いまは子ども達が少しでもリラックスできるよう、健康であれるように。心から願っています。
・子どもたちは、日本の宝、私たちの、未来です。小額ですが、子どもたちの被曝を、できるかぎり少なくする活動にお使いください。
・私にも孫が４人います。
今の日本で子供より大切なものはありません。子供を守るの我々の第一の責任です。
・このくらいしかできず、心苦しいですが、少しでも多くの福島の子ども達が、被ばくを減らして健康でいられるよう願っています。
関東で子ども達を放射能から守るために活動してきた一人の母親として、このプロジェクトが成功し、広く日本の子ども達を放射能から守るためのよい問題提起につながることを期待しています。
・講演会で余剰金が出ました。宇野朗子さんよりプロジェクトをご紹介いただきました。少額ですが子どもたちのために使ってください。
・貴プロジェクトの呼びかけ人の一人・山内知也先生からお話がありました。わずかですがお送りします。神戸市灘区にも南相馬から非難されている方がありお話を聞いて交流しています。
・お役にたてればありがたいです。少しでも少なく、元気に育ってください。
・渡利の子どもたちへの支援の輪がさらに広がることを切に願っています。
・１２月１１日、明治学院大学で満田さんと吉野さんのお話をうかがいました。ジレンマだらけの放射線問題ですが、政府・自治体の施策から取り残される住民が必ず出てくることがよくわかりました。その状況で立ち上がった人々を支えていくことにこそ、ＮＧＯの本質があると知りました。
・少しでも子供たちが安全な場所で過ごすことができればと願っています。
・広島に住んでいるので、こういう形でしか力になれないのが残念ですが、福島の子どもたちのことをずっと見守っています。
・わずかですがお役に立てたら幸いです。
・寄付させて頂きましたが、避難は県外のほうが良いと思います。
放射能情報など私のホームページでやっていますので、ぜひ見てください。http://nihonfujin.web.fc2.com/
・少なくてすみません。実現できるまで毎月寄付しようと思ってます。なんとか少しでも、子どもたちとそのご家族がストレスから開放されますように。
・子どもたちのために、がんばってください
・福島では、どんなにか不安と怒りの日々が続いていることと思います。
東京に居ても、その思いを心に留めて、できることをしていきたいと思っています。
・少しでも保養を。避難を。
・北海道の者です。北海道でも色々な方や団体が一時避難・保養の活動を続けていますが、まだまだ足りません。今回この企画をしてくださった方々に敬意を表し、お礼を申し上げます。
本来なら汚染地区の方全員が安全な地に避難すべきなのでしょうが、様々な事情によりそれが困難な方がいらっしゃることも存じています。
今回の企画で一人でも多くの方が少しでも被ばくを避けることができますよう、ささやかですが協力させていただきます。
・福島の子どもを守るお手伝いをさせていただければと思います。
・子どもたちの被ばくが、少しでも少なくてすみますように。そして少しでも楽しく過ごせますように。
おからだに気をつけて活動してください。
・ありがとうございます。
これからも、ともに、たたかい、あったまりましょう。
・先週、福岡市内で原発輸出に関する講演会がありましたよね。寒い中お疲れ様でした。
・福島市の出身で現在は海外在住です。妹は福島市から子供達を連れ避難しています。3.11 以来ずっと福島の子供達が放射線被爆を強いられる状況にあることに胸を痛めています。国、行政、東電が何の責任も果たそうとしない今、国民レベルで出来ることをまずしなければ、子供達を少しでも助けたいという思いで海外からでも出来ることは何でもしていきたいと思っています。このプロジェクトは大変素晴らしいと思います。避難したくてもでいないご家族の助けになればと思います。これからも応援していきます。
住所が日本国内しか入力できなかったため、福島市に現在も住む父の住所電話番号を記入させていただきました。
・クリスマス・イブの夜にこの活動紹介メールに気がつきました!
何か出来ることはないか…とあわただしい日常の中で漠然と思っていたので、この機会にささやかながらのプレゼントになれば幸いです。

・応援しています。渡利の子どもたちが身も心も暖まりますように。そして、この動きが政府も民間も巻き込んだ大きな動きとなりますように。
・福島市出身、東京在住です。渡利の高線量には本当に驚いています。微力ながらお役に立てればと思い、寄付いたします。

・ご活躍、福島出身の者として、ありがたく思っています。
渡利は、私の元の本籍地です。
土湯温泉は、小さい頃から何度となく訪ねた場所ですし、今でも休みのときに両親と行くことも多い。
子どもたちの健康が、少しでも守られることを願っています。
・二口 6000 円では屁の突っ張りにもならないですが、支援させていただきます。
それにしても何故子供の疎開が行われないのか。今は戦中の疎開なみの緊急時。また集団移転などダム建設の移住などこれまでもやってきたことですし、戦前などは満州やアメリカへの移住なども国策でやっていた。いまできないわけがないと思うのですが。みんな本当のことを言うのが怖いのでしょうか?チェルノブイリを見ればその後の悲惨さはわかりきっているのに。
・
・遠くから、いつも心配してます。　みんなが笑顔になれる日が、早くきますように。
・さまざまな事情で、どうしても避難できないお子さんもいらっしゃるでしょう。せめて、週末だけでも、心と体を休めることができますように。
・
・福島のこどもたちが、安心して日々暮らせるよう祈っています。
・忙しくて活動に参加できなくて申し訳ありません。少額の寄付だけで恐縮ですが協力させていただきます。活動応援しております。
・福島の子どもへの支援、頼もしく思います。遠くにいながら、応援しています
・脱原発!応援します。こちら沖縄も普天間、辺野古での no base で頑張っています。
・福島のこどもたちを一刻も早く避難させたい。もどかしい思いです。「ぽかぽかプロジェクト」素敵なネーミングですね。
・ささやかながら家族３人分を寄付します。プロジェクト、頑張ってください!!
・土湯いいとこですよ!応援しています。
・放射能から渡利の子どもたちを守ろうとする取り組みに心から敬意を表します。
子どもたちの未来はこの国の未来です。
政府も行政もその事が全く理解できていないようにみえます。
信じがたい事態ですが、責任ある大人として行動していきたいと思います。

・福島の子どもたちのために末長く参加したいです。
他の地区の子どもたちの支援にもアンテナをはりたいと思います。

・西宮の「お米の勉強会」の方よりプロジェクトを知りました。
土湯温泉に行ったことがあります。土湯に、わたりの子ども達のにぎわいができれば・・と思います。

・私も福島市出身です。この間の東電、行政の対応には憤りを感じています。
微力ながら、避難の権利を目指す運動を応援させていただきます。

・本当に多くの方が長く避難できることを願っております。

・毎朝起きる度に訪れたことのない渡利に思いを馳せています。
署名くらいしかできませんが、一組でも多くの渡利の親子さん方がせめて一時避難だけでもできますよう、大阪の地より祈っております。

・一日も早く、避難の権利が認められ、公的な支援が得られることを願っております。

・福島の子供たちとご家族の状況に心を痛めております。
一時避難が少しでも多く実現しますように祈っています。

・とてもいい企画を有難う！子供たちをたとえ短期間でも近くの安全なところで心身ともにリラックスさせるのは今一番必要なことと思います。
私どもは兵庫県西宮市に本拠を置く小さな団体ですが、こちらでできそうなことがありましたら協力したいと願っています。

・本当に僅かですが、年末に郵貯からお送りしました。
何の責任もない子供たちの未来を傷つけてしまった責任を感じています。

・子供達があったかぽかぽかで笑顔になりますように。
子供達の笑顔で親御さん達も笑顔になりますように。
幸せが訪れますように。

福島老朽原発を考える会、国際環境 NGO FoE Japan は、みなさまの寄付によって活動をしています。みなさまからの暖かいご支援をお待ちしています。

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

放射能汚染や事故の心配がなく、放射性廃棄物を生み出さない社会をめざして首都圏で活動してきました。福島原発事故以降、福島の子どもたちを放射能から守るための活動を続けています。

【連絡先】

E-mail：fukurounokai@gmail.com
Tel/Fax：03-5225-7213
〒162-0825　東京都新宿区神楽坂 2-19
銀鈴会館 405　共同事務所 AIR
ブログ：http://fukurou.txt-nifty.com/

【カンパの振り込み先】

◆郵便振替◆
郵便振替口座：00130-9-655439
口座名(漢字)：福島老朽原発を考える会
口座名称(カナ)：フクシマロウキュウゲンパツヲカンガエルカイ
◆銀行振込◆
銀行名 ゆうちょ銀行／金融機関コード９９００／店番 ０１９／預金種目 当座／店名 〇一九 店（ゼロイチキユウ店）／口座番号 ０６５５４３９

国際環境 NGO FoE Japan（エフ・オー・イー・ジャパン）

「持続可能な社会」づくりを目指して、エネルギー問題、気候変動、森林、ごみ問題などに取り組む国際環境団体です。3･11 後、福島の子どもたちを守る活動や、脱原発をめざした活動に取り組んでいます。

【連絡先】

E-mail：info@foejapan.org
Tel: 03-6907-7217 Fax: 03-6907-7219
〒171-0014
東京都豊島区池袋 3-30-22-203
ウェブサイト：http://www.foejapan.org

【カンパの振込み先】

◆郵便振替◆
郵便振替口：00130-2-68026
口座名：FoE Japan
郵便局備付の払込取扱票をお使いください。通信欄に、「寄付」（希望があれば使途も）とご明記の上、住所、氏名をお忘れなくご記入ください。
◆銀行振込◆
振込先：三菱東京 UFJ 銀行
目白支店　普通３９３２０８９
エフ・オー・イー・ジャパン
※送金後、確認のために、事務局までご連絡ください。

福島第一原発事故に際して

「避難の権利」確立のために

自主的避難の賠償問題と避難問題の最前線
～福島市渡利地区の今～

発行：　2012 年 1 月
改訂：　2012 年 3 月

発行団体：　国際環境 NGO FoE Japan
〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-22-203
Tel：03-6907-7217 Fax：03-6907-7219

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
〒162-0825 東京都新宿区神楽 2-19　銀鈴会館 405　AIR
Tel/Fax　03-5225-7213